

# 裁判員制度と取材・報道の自由

2003. 10

社団法人自由人権協会



## はじめに

私たち社団法人自由人権協会は、広く人権の擁護を目的として活動する人権NGOであるが、現在、政府で検討が進む司法改革の中心的課題の一つである「裁判員制度」の導入に伴い、メディアの取材・報道の自由が厳しく制約されることについて、強い危惧の念をもつ。

刑事裁判と表現の自由の問題について、当協会は『刑事裁判と知る権利』(三省堂、1994年)で、裁判記録を中心課題として裁判の公開と表現の自由についての研究成果を発表している。このたびの裁判員制度と表現の自由の問題も、海外の法廷侮辱について研究を進める過程で、政府部内の議論には重大な瑕疵があるとの結論を得るに至った。

同時に、現在行われている事件報道や裁判報道が、往々にして事件当事者（被疑者・被告人や被害者など）の権利を侵害してきた事実も看過できないものがある。この点についても当協会では、『マスコミと人権』(三省堂、1987年)でその問題性を広く指摘したところであるが、公判報道といった側面からより具体的な改善策が必要であると考える。

本冊子は、「裁判員制度と取材・報道の自由」を考えるための材料を提示するものである。そこでは上記の二面、すなわち、裁判員制度に伴う法的規制の是非と、公判報道におけるメディアの自主的な是正策についてまとめてみた。裁判員制度の具体的な制度設計に当たって、関係各位の議論の参考にしていただければ幸いである。

なお、本冊子の内容については、当協会マスメディア小委員会の討議をもとに、以下の小委員会メンバーが執筆にあたった。内容に関する責任は、すべて同メンバーにある。

\*本書では、公判前の逮捕報道等を「事件報道」、公判開始後の司法手続きにそった報道を「裁判報道」、この両者をあわせて「公判報道」と呼ぶこととする。

社団法人自由人権協会

マスメディア小委員会

秋吉健次、飯田正剛、坂井眞、柴田文恵、武藤久資

○弘中惇一郎、○山田健太（○は編集代表）

2003年10月

### ◇問い合わせ先

社団法人自由人権協会

〒105-0002 港区愛宕1-6-7 愛宕山弁護士ビル306

電話：03-3437-5466

ファクス：03-3578-6687

メール：jclu@jclu.org



## 目 次

I 裁判員制度と表現の自由	4
II 法廷侮辱と表現の自由	9
III 取材・報道規制の問題性	15
IV 公判報道を考える視点	18
V 事件報道の見直し	20
VI 裁判報道の見直し	23
★私たちからの 11 の提言	
・法による取材・報道規制のかたち	17
・公判（事件・裁判）報道のかたち	27
資料編	28

## I 裁判員制度と表現の自由

「法廷侮辱」という考え方が日本でも取り上げられ、それを基に法的あるいは倫理的な規制がなされる可能性が出てきている。司法制度改革の一環としての「裁判員制度」がそのきっかけである。戦前、日本にも陪審制度が存在し、市民の裁判関与が実行されていたが、戦後、陪審制度は休眠状態が続き、実際は職業裁判官による裁判が日本の裁判の仕組みであるといって差し支えない状況にある。

そうしたなかで、市民を「裁判員」の名称で裁判（官）の仲間入りをさせ、一定の具体的な事件の裁判を執り行うことが政府部内の検討会で議論され、その導入がほぼ決まったとされている。この議論を行っているのが、司法制度改革推進本部「裁判員制度・刑事検討会」（座長は井上正仁・東京大学教授で、11人の委員で構成。以下「検討会」）である。2002年に始まり2003年秋には部会としての結論を得、それを元に法案化される予定である。2004年の通常国会に法案提出後、数年間の準備期間を経て施行をめざしているという。この検討会ほか司法制度改革全体の部会議論は、ウェブサイト上で公表されており、詳しい議論の状況を知ることができる。

本稿論点の第一は、法廷侮辱とは何か、そして法廷侮辱と表現の自由規制の問題がどう関係するのかである。第二に、裁判員制度が日本に導入された場合、どのような報道規制が起こり得るのかを具体的に考えてみたい。第三には、それらを考えるうえで、そもそも現在行われている事件報道あるいは公判報道にどのような問題点があるかについて再整理を試みたい。その前に、裁判員制度についても簡単にふれておくこととする。

### 1. 裁判員制度の概要

日本における「裁判員制度」については、現在その制度設計が行われているわけであるが、これまでの議論で、裁判員を国民から無作為に抽出することまでは合意ができている。しかし、その資格については、「良い資質の国民を選ぶ」というだけであって、良い資質の中身についてはまだ合意ができていない。これについては2002年末からのパブリック・コメントでもさまざまな意見書が出されている。例えば障害者の資格について、アメリカやヨーロッパではすでに研究なり実践があるが、それが日本ではどう活かされるのか興味深い。

無作為で選ばれた一般市民が裁判に関与するということにプラスして、その裁判員が職業裁判官とともに合議をすることも決まっているが、この人数比は制度設計における大きな争点である。3月11日の検討会で示された「裁判員制度について」（添付資料i、以下「素案」）にするとおり、法務省、最高裁が推す「裁判官3人+裁判員2ないし3人」から、その他さまざまな団体の考え方である「裁判官数<裁判員数」まで大きな開きがあり、例えば日弁連は実質10人以上の数を想定している。この人数比によって公判の進め方や手続きに大きな影響を与えることは間違いない。

さらに対象にする事件についても、「刑事重大事件」ということまでが合意の範囲であつて、その具体的な内容についてはまだ結論に至っていない。検討会の議論の中では、年間2,000件から2,500件の死刑や無期懲役事件が有力視されているが、議論のなかでもう少し幅を広げて1年以上の刑に処せられるものを含む考えがみてとれる。この場合、事件数は年間5,000件くらいにまで増えることになり、想定していた対象事件数が2倍に膨れあがることになる。

となる。

一方では市民感情から、「そういう基準だけではなく、政治犯罪・権力犯罪がその対象にならないのか、例えばロッキー事件やリクルート事件は対象にならないのか」という意見もあるが、現在の検討の対象にはそこまでは入っていない。

外国では、一審の陪審あるいは参審制度で無罪となった場合には、検察側からの控訴は認めない旨の規定をおいている国も多いが、日本の場合には、被告人・検察官双方から上訴ができるということを前提に議論が進んでいる。一方で、被疑者には裁判員制度にするかどうか（職業裁判官のみの裁判を受けるということ）の選択権（拒否権や辞退）は与えられない見通しである。他にも、評議を多数決にするのか全員一致にするのかなど最終的に議論がまとまっているところがたくさんある。外国でいま現在行われている陪審制度あるいは参審制度と違うことはわかるが、この裁判員制度というものが具体的にどのようなものになるのかについては、まだ見えない部分が多い。

## 2. 検討会における表現の自由議論

検討会の議論を振りかえってみると、2002年中の会合において、裁判員制度と表現の自由との関連が議論されたのは三回あり（第5、6、7回）、委員側の認識としては、裁判員に対する不当なプレッシャーを防止することと、裁判員の情報は個人情報なので扱いは慎重にすべきとの考え方があががわれる。一方で事務局側の認識としては、事件に関する報道、裁判員に対する取材、裁判員の個人的情報に関する報道についての議題が提示されている。

まず、裁判員に対する不当なプレッシャーについては、裁判員の情報は個人情報なので当然扱いは慎重にすべき、との指摘である。これに対し事務局から、取材・報道に関していかに考えればよいかについて、議題の設定がなされ、その後、法務省の認識が示された（添付資料iii）。重要なポイントとして、法廷外における裁判員への接触の禁止、その接触禁止に違反したメディアに対しての罰則がある。個人情報の取り扱いについては、当然に法的な規制を含めた規制をすべきなのではないかとか、そのためには裁判員に対する取材については何らかの規制が必要なのではないか、さらに裁判員の個人情報の報道は認められないべきではないかといった、踏み込んだ認識を最初から法務省は示したといえる。

当初の法務省説明を受ける形で、土屋委員（添付資料x）と日弁連（添付資料vi）から意見書が出された。土屋委員の意見書を意訳すると、①法的規制は行うべきではない、②報道界は目に見える形の自主規制（例えばガイドラインの策定）を行うべきである、といった内容である。

一方、日弁連の意見書概要は、①裁判員・候補者に予断や偏見を与えない報道の工夫、②裁判員・候補者への取材目的の接触の禁止、③裁判員への守秘義務、を求める内容となっている。なお日弁連は、その後の議論のなかで、表現の自由に対する法規制には反対する旨の意見書（添付資料vi）を発表している。

そして2003年に入ってからの第2ラウンドの議論の中で、事務局から前出の素案が示された。取材・報道規制の内容は、2002年中に法務省側から示された考え方がほぼそのまま反映されたものになっている。検討会での議論はほとんどないまま、しかも他の箇所では両論併記がされているなかで、取材・報道規制の箇所については規制色が色濃く出された内容である。その後、報道団体に対してはヒアリングを実施したほか（取材・報道規制に関する議論があったといわれるのは、第13、14、18、24、25回。うち13・18回は添付資料ii）、各団

体からの意見書等が公表されている（添付資料v、vii、viii、ix）。

裁判員・候補者への取材目的の接触・報道の禁止や裁判員の守秘義務についての議論は、大きく二つに分けられる。一つは、裁判・事件報道を規制あるいは禁止するのかどうか。実際に規制するとした場合、規制の理由・範囲・期間はどうすべきなのか。さらには法的な罰則をつけるのか否かという問題である。二つ目は、裁判員に対する取材行為を禁止するのかどうか、あるいは裁判員の個人情報ということについて何らかの法的な保護を与えるのかどうかである。同時にこの取材行為を禁止する場合には罰則を設けるのかどうかという議論が付随している。さらに、そのような守秘義務に違反して行われた報道、すなわち放送番組や雑誌・新聞の誌紙面に、罰則を課すのかどうかという問題も含まれる。

自民党でも、2003年に入って司法制度調査会のもとに裁判員制度小委員会（委員長は長勢甚遠・衆議院議員、4月23日発足）が設置され、9月26日には「中間取りまとめ」（添付資料xi）が発表された。

### 3. 取材・報道上の争点整理

素案に示された報道の自由に関する争点は、「守秘義務」「接触禁止」「予断報道」の三つである。これらの裁判員制度と報道の自由の関係を検討するにあたっては、裁判上の手続きに沿って以下の3つの時期に分けて考察すると分かりやすい。

#### （1）裁判が始まるまで

第一の期間は、事件が発生してから刑事裁判が始まるまでの期間である。なお、重大事件では、起訴されてから公判が開始されるまで相当の期間があることが予想される。起訴後、裁判員の選任までの期間は、本来であれば後述（2）の時期となるが、実態上（1）で扱う。

この期間について素案8（3）イは、「報道機関は・・・事件に関する報道を行うに当たっては、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめないように配慮しなければならないものとする」と規定している。

問題の第一は、素案で禁止している「偏見を生じさせるとされる報道基準」の曖昧さである。新聞協会や民放連、雑誌協会などのメディア関連団体が、5月開催の検討会に呼ばれヒアリングを受けた際にも、一致して強硬に反対したのがこの「偏見報道禁止」であった。過去および現在実際に行われている報道で、その内容が有罪あるいは無罪の判断に影響を与える可能性がまったくないというものは、ほとんどありえないと考えるのが自然であり、この規定の解釈次第では事実上すべての報道が該当する危険性がある。

一般に、報道が客観的事実に基づいていれば「偏見」を生じさせることにはならないという見解もありえようが、今度はその「事実」が何であるかと問われるならば、とたんに堂々巡りの様相を示すことになりかねない。

第二の問題は、素案で禁止している「偏見を生じさせてはならない対象」の広範性である。素案では対象に「裁判員候補者」を含めているが、同時に素案2（7）では「選挙人名簿をもとに裁判員候補者名簿を作成する」との規定がある。これをあわせ読むならば、選挙人すなわち住民のほとんどすべてが、ここでいう裁判員候補者に他ならないということである。そういうであるならば、市民一般を対象に報道すること、いわゆるマスメディアが行う報道は、偏見を生じさせると判定される場合には、すべて許されないこととなる。

そもそも事件発生直後は、たとえば警察発表に基づく断片的な情報しか得られず、初動取

材に基づく不十分な報道になりがちである。そのような結果的に正確性に欠ける報道が、ことごとく「偏見」を生じさせることになると解釈されるようでは、いつさいの報道は出来ないということになりかねない。特に、重大事件で事実関係に争いがある場合ほど、警察・検察と弁護側は激しく対立する一方、報道自体は大きな扱いをしがちであって、結果、「不利」な報道をされた側からは偏見報道のレッテルを貼られる可能性が極めて高い。

報道界が声高に、偏向報道禁止規定が政治家に悪用されるというのは、まさにこの点を指したことであろう。報道機関が、政治家の不正を暴くような事実や被疑者の有罪無罪を決定づけるような情報を入手したとしても、そのような高い報道価値を有するが故に、それを事前に察知した検察又は弁護側から、当該情報は偏見を生じさせる可能性があるとして、報道禁止を申し立てられることになりかねないのである。

報道に、当該訴訟関係者「みんなのお墨付き」を必要とするということは、限られた情報の流通しか認めない結果となり、国民の知る権利を無視することとなりかねない。

## (2) 裁判が始まって判決時まで

第二の期間は、被疑者が起訴され、裁判員が選定されてから、審理が開始され、判決が下されるまでの期間である。

この期間における報道制限として、素案8(2)アは、「何人も、裁判員又は補充裁判員に対して、その担当事件に関し、接触してはならない」と規定する。この接触禁止規定は、裁判の公正を確保しようとするものであり、その必要性は認められてよからう(このほかにも、関連規定として裁判員に対する請託の禁止〔7(3)〕や、裁判員に対する威迫の禁止〔7(4)ア〕があるが、これらが報道目的と言えないことは明らかであるから、ここでは取りあげない)。

同時に、裁判手続きの開始前の段階に引き続き、素案8(1)イに規定される「何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者の氏名、住所その他のこれらの者を特定するに足る事實を公にしてはならない」が適用されると思定され、これらの事項に関する報道も規制されることとなる。この点については、一定の制限が課されることには合理的根拠を有すると考えるが、二つの面から問題が残る。

第一は、裁判員の情報が必要以上に隠されることの問題性である。たとえば、性別、年齢が評決に大きな影響を与えると想定されるような事件の場合、これらの情報は公開されることで裁判の公正さを一般市民に説得しうるのであって、裁判員の属性に関する情報をいつさい非公開とすることは好ましくないと考える。

第二は、少年法の扱い同様、報道の禁止が援用され取材段階(記者発表段階)で、裁判員に関する情報がいつさい匿名で広報されると想定されることの問題性である。(司法・警察)行政は往々にして、報道されることをおそれて、いつさいの記者発表(情報提供や公表)を差し控える傾向が強い。

しかし裁判の公開原則からすれば、だれが裁判員になったのか、どういう手続きを踏んだのかは、社会としてチェックができる制度的担保が必要である。その制度的担保の一つが、一定の報道機関に対する「記者発表」である、というのが現在に至るまで社会的に了解されてきた運用・解釈実態である。素案にある「公にしてはならない」を厳格に解釈して、報道の禁止規定であって取材の禁止ではないことを前提にして、解釈・運用がされるべきである。

### (3) 判決後

第三の期間は、判決が下された後の時期である。ここでは、素案8(2)アが規定する「何人も、知り得た事件の内容を公にする目的で、裁判員又は補充裁判員であった者に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする」が適用される。

この規定は、素案7(2)で規定されている裁判員の秘密漏洩罪に対応して規定されたものと想定できる。しかしこの秘密漏洩罪は、対象として「職務上知り得た秘密」を漏らすことだけでなく、担当した事件に関する私見も禁止するなど、より広範なものになっている。このような包括的な禁止規定を設けることの妥当性についてそもそも疑問があるが、さらに接触禁止規定は、公表目的で接触することをすべて禁止する構成をとっている。

この意味するところは、ただでさえ広範な秘密漏洩罪で禁止されている事項以外についても、取材で尋ねることを禁止することになる。たとえば、裁判員を経験したことによってえられた知見全般を述べることも含め、取材が禁止されるという意味合いであると解ざるを得ない。

しかし、たとえば個々の裁判員の名前を伏せるなどして評議の秘密を守りながら、評議のあり方について報道し、裁判員制度あるいは刑事裁判の現況を考える資料を提供することは大いになされべきことであり、これらを規制すべきいわれはない。どのような制度であれ、その改善を図るためにには国民が当該制度の現状を広く知ることが必要である。

## 4. 裁判報道規制の歴史的経緯と現状

ここで、公判報道をめぐる現在の日本の法的な状況について確認しておきたい。

現在の日本の特徴としては、法廷侮辱罪は存在しないことと、職業裁判官だけで法廷が構成されていることがある。現在、法廷における取材・報道の自由を規制するものとしては、法廷秩序維持法2条によって裁判の威信を維持するという目的のもとに、法廷内の言動が規制されているだけであり、あくまでも憲法21条の表現の自由の保障が優先される。

ただし、いまの状況が昔から同じだったのかというとそうではない。戦前・戦中には、新聞紙法(19、21条)あるいは出版法(16、17条)に法廷侮辱罪と同じような規定が設けられていたのである。公判報道はこれらの法律によって厳しい規制を受けていたのであるが、そのうえ裁判官や裁判あるいは司法全体に対する批判を許さない運用を行ってきた。

もう1つ、参考になるのは検察審査会法の規定である。検察審査会は、一般市民によって構成されるという側面で裁判員制度と類似しており、審査会に関する取材・報道規制は、今回の制度設計にもなにがしかの影響を与えるはずである。なお、検察審査員に指名された場合は、メディアから接触があった場合はそれを拒否するように、事務局より指導されている。その期限は無期限であるとのことであるが、実際の適用状況としては、44条該当の事例はない模様である。

また、法条文上では陪審法が存在するものの、1943(昭和18)年に執行が停止されている。陪審法は109条(漏泄)で、陪審員に対する守秘義務規定(罰則付き)と報道機関に対する漏泄事項の報道の禁止(罰則付き)を定めるほか、110条(交通禁止違反)では陪審員の外部との接触禁止(罰則付き)を、111条(請託・私談)では請託、意見の伝達の禁止(罰則付き)を規定している。

### ●検察審査会法

第44条 ①検察審査員が会議の模様または各員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、1万

円以下の罰金に処する。

②前項の事項を新聞紙その他の出版物に掲載したときは、新聞紙にあっては編集人および発行人を、  
その他の出版物にあっては著作者および発行者を2万円以下の罰金に処する。

#### ●陪審法（昭和18法88、施行停止中）

第109条 ①陪審員評議ノ顛末又ハ各員ノ意見若ハ其ノ多少ノ数ヲ漏泄シタルトキハ千円以下ノ罰金ニ処ス

②前項ノ事項ヲ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ掲載シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ編輯人及発行人其ノ他ノ出版物ニ在リテハ著作者及発行者ヲ二千円以下ノ罰金ニ処ス

この109条をそのまま現在の検察審査会法の44条にもってきて、これにより一般国民から選ばれた検察審査員が規制を受け、同時にメディアの報道が規制を受けているという現状がある。この検察審査会の規定というのは、司法と報道の関係を考える場合に、大きな規制をかけている法律であるといふべきだ。

裁判員制度が検察審査会法と同じ法構成をとるとなると、戦前の陪審制度における表現規制が50年の時を経て、突然復活するということになる。戦前の明治憲法と現行日本国憲法における表現の自由保障は、180度その方向性が異なるが、それにもかかわらず、この局面で戦前の規定が復活するという奇妙な現象がここにみられる。

その他に、下記に示す少年法や放送法によっても、事件・裁判報道は部分的な規制を受けている。ただし、それらは少年事件の本人特定（推知）報道という限定であったり、放送番組における一般準則にすぎないのであって、しかもこれらには罰則がないことが重要な点である。

#### ●少年法

第61条 家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容貌等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞その他の出版物に掲載してはならない。

#### ●放送法

第3条の2 ①放送事業者は、国内放送の放送番組の編集に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならない。

1. 公安及び善良な風俗を害しないこと。
2. 政治的に公平であること。
3. 報道は事実をまげないですること。
4. 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

②放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送の放送番組の編集に当たつては、特別な事業計画によるものを除くほか、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならない。

## II 法廷侮辱と表現の自由

### 1. 法廷侮辱とは何か

法廷侮辱は、刑事侮辱罪と民事侮辱罪とともに、名誉毀損やプライバシー侵害等も含めて

広く「法廷侮辱」を構成する罪と考えることが一般的である。例えば外国のメディア法の教科書や法廷侮辱罪 (Contempt of Court) というタイトルの本を見ても、必ずしも法廷侮辱罪・法廷侮辱法について書いてあるのみではなく、同時に名誉毀損やプライバシー侵害も含め、司法と表現の自由の関係について広く触れている。ただし、名誉毀損やプライバシー侵害はここで論ずる問題ではないので、とりあえず以下では狭い意味での「法廷侮辱罪」について述べておくことにしたい。

この法廷侮辱罪は12世紀のイギリスで考案され、現在に至るまで運用され続けてきたという歴史があるので、主にイギリスの例を引きながら、ヨーロッパの国々やアメリカにおける法廷侮辱の考え方について、その共通項をみていきたい。

「刑事法廷侮辱罪」は、裁判への干渉に対する罪ととらえることが可能で、大きく三つに分類が可能である。一つは、刑事訴訟・民事訴訟の公正さに害を及ぼす公表、いわゆる裁判干渉の報道行為である。二つ目は、訴訟手続きを妨害する公表（報道行為）、あるいは司法の運営・執行を妨害する行為。三つ目には、法廷の面前における裁判官への暴言行為等の直接的な侮辱行為である。

一方で、裁判所の命令に対して従わないなど、司法への不服従を示した行為に対し、犯罪行為として裁判所が命令を下すものが、「民事法廷侮辱罪」のカテゴリーに含まれる。裁判所命令を実効あるものにするための制裁権限である。ここからわかるとおり、刑事裁判と民事裁判の区分とは全く別個の考え方である。

法廷侮辱罪の目的は、司法の運営・正義の実現を効果的に確保するためであるとともに、裁判所・司法過程における公共利益の実現にある。特徴として、裁判所自身がその法理を形成し監督することにみられるように、裁判を妨害する行為に制裁を科す権限は司法権に内在することを前提にしている。

また、広く不明瞭な範囲の法に基づき、通常の裁判手続きを踏むことなく略式裁判手続きによって行使される点も、法廷侮辱の大きな特徴である。これによって、裁判所（官）の裁量によってスピーディで実効的な規制が可能になるわけであるが、これは逆に安易な規制に結びつく危険性と裏腹の関係にある。

法廷侮辱と表現行為の関係は大きく三つにグループ分けできる。一つは法廷内の表現行為で、二つ目は法廷外の表現行為、さらにもうひとつは裁判官の表現の自由の問題である。裁判官の表現の自由については、ここでは取り上げることを避けるが、一般的な意見表明のほか、政治的な意見表明、司法関連や担当訴訟関係の意見表明などに分けて考えることができるだろう。

ここにいう法廷内の表現行為とは、傍聴、証言拒否（守秘義務）、カメラ取材や、その他の表現行為である。メディア（ジャーナリスト）にとっては、法廷で証言を強制されたり取材源の開示を求められることは、いわゆる取材源の秘匿を脅かすものとして、取材の自由の観点からきわめて重大な問題である。法廷侮辱罪は、証言を拒否する記者を法廷侮辱で取り締まることで、表現の自由に対する大きな脅威になりうるのである。

関連して、警察、検察による取材・報道関連物の押収・差し押さえや、裁判所からの提出命令も、同様な問題を引き起こす。また多くの国では、法廷の権威を脅かしたり、訴訟当事者を萎縮させるなどの理由で、広く法廷内のカメラ取材を制限することが一般的である。日本もその例外ではないことは知られているとおりである。

二つ目の法廷外の表現行為とは、訴訟当事者や陪審員（日本の場合は裁判員）・裁判官・

裁判所に対する取材と報道であり、裁判記録のアクセスに関わる法廷侮辱も生じる可能性がある。裁判員制度の導入に伴い、法廷侮辱と報道に伴う表現の自由との関係を考えなければならないが、本来はメディアに限定された罪ではない。

法廷外表現行為の中の報道に伴う法廷侮辱は多くの国で共通した四つのカテゴリーがある。第一は、不正確・不公正な公判報道であり、具体例としては有罪無罪の憶測報道=判決予測である。第二は、陪審員、証人、裁判官に不当な影響を与える恐れがある報道である。有罪あるいは無罪を暗黙の前提にした公判報道、あるいは許容されない証拠や被疑者の写真報道が含まれる。ここでいう不当な影響を与える報道とは、判決等に予断を与え、あるいは証人の出廷を阻害する報道や、被疑者・被告人の前科・前歴を報道することで評決等に予断を与える可能性がある報道である。予断報道とは何かについては、後で触れる。

そして第三は、裁判所の報道延期命令に反してなされた報道で、裁判所の例えば「実名報道については一週間止めなさい」とか「公判中は止めなさい」等の警告を無視して行われた報道が該当する。最後の第四には、裁判所の権威を失墜させる権威失墜報道である。これは、裁判官に対する誹謗・中傷、あるいは偏向している等の批判、裁判官が圧力を受けているというような批判、一方的な判決批判である。もちろん判決を批判すること自体には報道の自由があるが、根拠のない一方的な判決批判については法廷侮辱の対象になるというのが一般的な考え方である。

## 2. イギリスの法廷侮辱

法廷侮辱そのものは先に述べたように12世紀以来の歴史を持つが、発祥の地イギリスにおいては、もともとはコモンロー、すなわち判例の中で法廷侮辱という考え方が蓄積されてきた。しかし、その適用範囲が非常に広いということで色々と批判を受け、1981年には法廷侮辱法（1981 CCA）という成文の法律を作り、限定化を行った。その直接のきっかけとなったのは、新聞の報道が法廷侮辱に当たるとして規制を受けたものの、メディア側がヨーロッパ人権裁判所に持ち込んだところ、英国国内の判決が覆され、表現の自由の過度な規制に当たるとの判決が出されたことによる（サンデータイムズ事件、BBC事件）。

ただしイギリスの場合、その後も相当程度、広範な取材・報道規制が行われていることは事実である。具体的には、容疑者の逮捕以降公判を通じて判決まで、その容疑者の犯人同一性が公判で問題になる場合には、原則、氏名やその当事者の家族構成や過去の行状などについて、報道することは制約を受ける（逆に報道の実態としては、捜査報道と犯人の同一性が問題にならない場合、たとえば現行犯逮捕などは本人特定報道が可能である）。また、被疑者・被告人、あるいは原告や被害者のどちらか一方に不利になるような報道も強く制約されることになる。

法廷侮辱罪の構成要件としては、公判が開始されていることがあるが、その公判の期間について法は次のように定めている。「始期」は、無令状逮捕、逮捕令状の発布、出頭命令の発布、正式起訴状（ほか起訴事実を明記する書面の発行）、口頭による起訴である。「終期」は、無罪評決、有罪の場合の判決宣告、その他の手続きを終結させる評決や決定など、法的手続きの中止や法律の適用、である。すなわち、訴訟手続きが実際に開始されていること、公表されていること、が大きなポイントになる。

そのうえで、訴訟（手続き）の公正な進行が著しく妨害ないし侵害されるおそれがあることと、実質的な危険が存在することが求められる。①公表されたもの（公衆に向けたコミュ

ニケーション)であること、②訴訟の公正な進行が著しく妨害されているか、もしくは実質的な危険(害される現存する重大さ)が存在すること、③訴訟手続きが実際に開始されている(手続きが進行中)ことが構成要件とされている。

逆に免責要件として、「公判が開始されていることの不知」が挙げられる。そのほか、「公益性の存在(公共関心事・公的事例)」「緊急の社会的必要性」がある。後者の緊急の社会的必要性は、後で述べるアメリカの明白かつ現存する危険テストのイギリス版ともいえるだろう。なお、イギリスの表現の自由を規制する場合の判断基準としては、「法規定の存在」「正当目的の存在」「民主的社會の維持」が挙げられることが一般的である。

すなわち、イギリスにおいても裁判報道はこの免責要件や判断基準を前提になされているのであって、原則はあくまで自由である。そのうえで、陪審審理を適正に行うために法廷侮辱で一定の制約がなされていると考えるべきであろう。ただし、こうした刑事罰の存在については、範囲が不明瞭でかつ重罰である点、表現の自由を過度に抑制する危険性がある点、略式手続きが正当な続きを欠く恐れがある点などが、大きな問題点として指摘されてきている。

また、法廷侮辱法と同時にコモンローも生き続けていることに注意が必要である。ごく簡単に言うと、公判手続きが始まって以降は法廷侮辱法で取り締まるが、公判手続きが始まる前、捜査段階のさまざまな報道規制はコモンローで行うという区分けをしている。さらにイギリスには、ここに挙げた「法廷侮辱法」と「コモンロー」のほかにもう一つ、1996年に制定された「刑事手続き及び犯罪捜査法」がある。これは予審の際の法廷侮辱に関する規定を持つものである。

なお、イギリス型のコモン・ローによる法廷侮辱が存在する国としては、オーストラリアやニュージーランドがある。また、フランスやドイツは刑法典で法廷侮辱罪を定めている。これら海外事情については、最高裁海外事情視察の各報告書(イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン)が参考になる。

### 3. アメリカの法廷侮辱

これに対しアメリカにおいては、法廷侮辱罪はあるものの適用はほとんどないといわれている。それは1994年に起きたシンプソン事件の報道を見てもわかる通り、陪審員への直接取材も含め、取材・報道は相当自由に行われている。また、通常の事件報道もほとんど制約はない。だからといって適用例がないわけではなく、法廷侮辱の規定自体が甘いというより、免責要件によって適用がきわめて限定化されているという見方が正しいといえよう。その根底にはもちろん、修正憲法をよりどころにしていることがある。

具体的には、修正憲法1条で保障された表現の自由の保障を大切にするために、陪審への影響があると思われる場合は、1992年の服部君事件にみられたような裁判地の変更や、陪審員の隔離、陪審員の非公開、陪審員の再選定、陪審員選定時のメディア影響の排除、裁判の延期など、基本的には司法手続き上の手段を優先させることを原則としている。あまり例はないが、ある陪審員がメディアの影響を受けていた、あるいは何らかの疑いを持って判断をしたということが確信をもって得られた場合、その評決自体を裁判官が破棄することもできる。換言すれば、表現規制以外の他にとりうる手段を優先することで、できる限り直接的に報道の自由を規制するということをせず、陪審員に対する影響を最小限にいく止めるさまざまな工夫を行っているのである。

また、やむを得ず報道規制をする場合には、その規制をしないことによってもたらされる影響が、明白かつ現存する危険をもたらすものであるか否かといった、表現の自由を守るために厳格テストが適用されている。

ただし、アメリカの場合にも例外的な裁判所命令として州ごとにいろいろな規制方法はもっている。メディアへの接触の禁止（アクセス禁止）としての非公開命令や、報道の禁止を意味する報道規制命令である。メディアに対する裁判所命令が出された場合、例えば報道の禁止や、何らかの裁判記録に対するアクセスあるいは取材が禁止されるということになった場合、メディアはすぐに訴訟に持ち込み、その正当性を争うこともしている。実際の運用状況としては、裁判所は中止命令を出すことがあるものの、前提には自由に取材・報道がなされているということがいえる。

また、メディア自身の取材・報道への規制ではないものの、裁判関係者がメディアに話すことを禁止するという形態の「箝口令（メディアへの接触禁止）」も存在する。ただし、ニュースメディアへの箝口令は違憲の恐れがあるとされ、実際に発せられた例はないといわれる。陪審員への接触禁止規定もなく、陪審員が取材に応じることは自由であり権利でもある。陪審の秘密保護は関係者のプライバシーの問題であり、したがって、陪審員がしゃべった事柄が報道されたことによって問題になった場合は、その結果責任をしゃべった本人である陪審員が負うことになる。

米国の判断基準を繰り返し確認すると、代替手段の不存在や明白かつ現存する危険の存在といった、表現の自由の一般的違憲審査基準が法廷侮辱を理由とする表現規制にも同様に適用され、国家秘密のような例を除いて表現の自由が優先されるということになる。

ただしここで一つ確認しておく必要があるのは、単純にイギリスは報道規制が安易に行われており、アメリカは事件・裁判報道が自由である、との短絡的な理解が間違いでいるということである。要するに、被疑者・被告人の人権を守るための社会システムは、その社会の歴史や司法制度に大きく拠っているのであって、法廷侮辱はその仕掛けの一つにすぎないという点である。

具体的にいえば、アメリカの場合は名誉毀損・プライバシー侵害があった場合は、きわめて容易に当事者が裁判を起こすことが可能で、しかもその賠償額は高額に上る。そのためメディアは当然、人権侵害が起きないような十分な取材が求められるし、報道をする場合にはそれだけの「覚悟」が求められることになる。一方でイギリスの場合は、報道によって人権が侵害されても名誉毀損訴訟を起こすことは事実上きわめて難しく、だからこそ報道自体ができる限りされないような法システムとして法廷侮辱の考え方が成長してきたといえる（もちろん逆に、法廷侮辱があるから、名誉毀損訴訟が提訴しにくともいえる）。

この例でいえばスウェーデンの場合は、法廷侮辱もなければ名誉毀損訴訟も起こしづらい司法制度であるが、大変強力な報道界の自主規制システムが存在する。すでにいろいろな場面で紹介されている報道評議会やプレスオンブズマンの活動である。そこでは、報道界が自ら定めた行動基準として綱領があり、その違反に対しては厳しい罰則を自ら課すことになっている。

#### 4. ガイドラインの存在

もう一つ、アメリカがどのような方法で表現の自由を守っているのかについて、紹介すべき事例として、「報道ガイドライン」がある。イギリスにも同様なものが存在するが、その

制作経緯や内容は少し違っている。

アメリカのガイドラインは、ABA (American Bar Association、米国法曹協会) が策定した「刑事裁判に関する ABA 基準：公正な裁判と報道の自由 (ABA Standards for Criminal Justice: Fair Trial and Free Press)」で、現在運用中のものは、1992 年に策定された第 3 版である。同団体は 1878 年発足の全国的法曹団体で、弁護士のほか、裁判官、検察官、法学者も多数参加している。

アメリカはマスメディアとニュースメディアを分けており、ニュースメディアに対する司法による報道規制は基本的に禁止という原則をきちんと持っている。その上で相当細かなスタンダードを規定している。この ABA 基準（ガイドライン）が、各州の裁判所において運用基準としての意味を持っており、場合によっては法律として規定されている。

このガイドラインでは、ニュースメディアに対する司法による報道規制を原則禁止し、司法情報・手続きへのアクセス権を保障しているのが大きな特徴である。それは、「裁判の公正またはその他の極めて重大な公の利益に反する明白かつ現在の危険がない限り、ニュースメディア従事者が刑事事件に関して所有する情報を、放送または発表するのを禁じる裁判所規則または裁判所命令が発せられてはならない。」と定めた、第 8-3.1 項に顕著に現れる。

なお、かつては法廷内カメラ取材についての規制がうたわれていたが、1982 年の改訂によって法廷内カメラ取材は解禁となった。そのきっかけとなったのは、チャンドラー対フロリダ事件（1981 年）で、その後、最高裁による許可によってコート・テレビ（公判テレビ）が開設されるに至っている。

なお現行規定では、「裁判官は、開廷中および休庭中、法廷内および法廷に近接した場所においての、司法手続きの放送、テレビ放送、録画、撮影を禁止しなければならない。ただし、上訴裁判所またはその他の然るべき当局によって定められた規則がある場合はこの限りではない。裁判官が許可する場合は、公正な裁判を受ける権利のもと、証人または他の裁判関係者を混乱させたり悪影響を与えたりすることなく、かつ司法の運営を妨害しないような控えめな形での報道を許可する明示的条件およびガイドラインに基づく。」と規定している（第 8-3.8 項）。

一方、イギリスのガイドラインは、報道界と裁判所の間で裁判所ごとに独自のガイドライン作りが進められてきている。2002 年には『クラウン・コートにおける報道規則 (Reporting Restrictions in the Crown Court)』および『マジェスティー・コートにおける報道規則

(Reporting Restrictions in the Majesties Court)』といった新しいガイドラインが出された。これらのガイドラインは、司法界と報道界が協議の結果を定めた報道遵則であり、このガイドラインにおいても基本的には「ニュースメディアに対する報道規制はよくないのであって、報道は自由である」という原則を最初に確認したうえで、両者間でさまざまな相当細かい議論をしていることがわかる。

例えば少年事件の場合や証人に対する取材はどうするのか、陪審員に対する取材は許されるのか、捜査段階でどういう報道をすべきか、などである。ガイドラインを作ることが本当にいいことかどうかの議論はあるが、作らざるを得ないというのが報道界の感覚といわれている。なぜなら、法廷侮辱罪についての規制の仕方があまりにも複雑なので、ガイドラインがないとどこまでが許される報道かが、判断する側の裁判官も、書く側のジャーナリストも、さらに研究者や弁護士もわからない、ということである。したがって、法廷侮辱の法制度は長いコモンローの歴史の中で相当蓄積があるが、一方で細かい点について非常に複雑な法構

成であり十分線引きが見えないから、取材・報道の自由を守るためには、逆にこういうガイドラインが必要なのだ、という言い方がされている。

### III 取材・報道規制の問題性

#### 1. 法廷侮辱の射程範囲

海外事情をもとに、公判報道における法・倫理規制の可能性と範囲について、改めて整理をしておきたい。

法廷侮辱の対象として、公判報道の中で問題になる可能性がある報道のうち主なものは、裁判や裁判当事者に関する一連の事実報道・論評、あるいは被疑者・被告人もしくは訴追側に不利益な論評と考えられる。これら進行中の裁判に対する批判とともに、裁判所（司法制度・手続き）に対する侮辱や特定の裁判官に対する侮辱も規制の対象になりうる。

「裁判批判」の場合は通例、裁判が進行中（訴訟係属中）であることが成立の条件となる。裁判の事実報道・論評で問題になる例として、判決予測と判決批判がある。いずれも報道可能であるものの、いくつかの国においては限界を設けている。さらに、陪審・参審制度との関係でいえば、陪審・参審に対する取材・報道、陪審員・参審員に予見を与える取材・報道がある。

裁判当事者に関する一連の事実報道・論評としては、被告の前科・前歴、被疑者・被告人を有罪視した論評、偏見、もしくは訴追側に不利益な事実報道・論評が、一般に挙げられる。証人の出廷を妨害する事実報道・論評もこのカテゴリーに含めて考えることが多い。

これらは、事件報道、裁判報道、判決・判決後報道、陪審員に関する報道、司法一般に関する報道、という報道の段階・対象で分けられることもある。さらに、「事件報道」（犯罪・捜査報道）は、事件発生時、捜査手続きの開始時、捜査手続きの開始後に細分ができるだろう。また、「裁判報道」は裁判員を選ぶ段階と公判開始後に分けられる。同様に、「判決報道」は判決時と判決後上訴審まで、さらに終結後に分けられだろう。

これらの段階ではいずれも、利益考量、事実を報道する価値、裁判をする人（裁判官・裁判員）への影響、裁判関係者（証人等）への影響、がある。判決後ではこれらプラスして、上訴審への影響、別の事件の裁判への影響、共犯事件の別の裁判への影響が考慮されることになる。

対象メディア・被報道者としては、活字メディアの場合、執筆記者だけではなく発行社（者）や編集責任者も対象になる、と考えられる。特にイギリスあるいはオーストラリア等コモンローの考え方を適用している国に強いが、販売店・輸入元、元売りさばき所についても対象にするということが一般的である。一方、放送メディアの場合は、放送局、番組責任者、記者・カメラマン、ということになる。取材・報道対象は、被告、原告（当事者）のほか、証人、参考人、さらに弁護士、検事、裁判官（所）、そして陪審員、参審員、裁判員が考えられる。陪審員の場合に当てはめるならば、「裁判員報道」の場合の対象は、裁判員、裁判員候補者である。

「司法批判」や「裁判官批判」は、個別の訴訟の有無に関わりなくいつでも成立する可能性がある。司法手続きの侮辱（司法手続きに関する事実報道・論評）、裁判官への誹謗（裁判

官・所に関する事実報道・論評)、裁判官に対する暴言(偏向しているとの批判、圧力を受けているとの批判)がこれらを構成する内容である。

対象となる期間についていと、「公判開始前」は、逮捕状の発布、起訴状の送達から第1回公判までが、「係争中」は評決もしくは判決までが一般的だろう。「終結後」は、控訴(上訴)審との関係がある。手続きと罰則については、行使する主体は一般に管轄裁判所である。罰則の種類としては、発行禁止、差し止め、差し押さえのほか、罰金、科料、拘禁の可能性がある。

判断基準についてたとえばイギリスの場合、以下の運用がなされており、名誉毀損とは違った判断基準を用いている。①妨害可能性の有無が問われ、結果の発生は必要条件ではない。②妨害意図の有無については、厳格責任(過失責任と無過失責任の中間)とする。③係争中であることの認識は不要であるが無限定でもない。④記事内容の認識の有無にかかわりなく、善意の頒布者も該当する。

名誉毀損の場合には名誉が毀損されたという結果が非常に重要なわけだが、法廷侮辱の場合には報道したこと自体が問題視されるわけである。法廷侮辱の報道がなされ、その結果として裁判所の権威が失墜したとかあるいは陪審員に予断を与えたという結果ではない。たとえば外国の出版物をイギリスに持ち込んで売った、あるいは外国の放送番組をイギリスで流した場合、そういう人達がこの法廷侮辱の取り締まりの対象になることがある。

一方で免責要件としては、①明白かつ現在の危険、②公的事実、公共関心事、③手続きが進行中あることを知ることができなかつたこと、が挙げられる。立証責任は常にメディア側にある。

## 2. 法規制に関する具体的基準

こうした点からみても、示された素案が極めて広範に法廷侮辱の対象を規定していることがわかる。しかも取材・報道を規制する判断基準(法規定)は、従来の表現規制の大原則である、厳格性や明確性に著しく反するものであって、その問題性は到底看過できるものではない。

個別の問題はすでに述べたとおりであるが、それ以外にもたとえば、インターネット時代であることの考察も全く不十分である。現代の通信技術の発展を考えれば、報道機関に対してのみ、このような配慮義務を求めることが、公正な裁判員の確保にどれだけ効果があると考えているのだろうか。文面上からは、インターネットで情報を発信する者は、前出の素案8(3)アの偏見行為禁止規定は適用されるものの、同様に規定される偏見報道禁止は適用されないと考えるのが妥当である。

これは逆に考えるならば、報道機関に対してのみ特別の制限規定を設けることは非が問われてしかるべきで問題である。多少の効果が期待できるという程度では、全面的な報道規制を認める根拠とは言えない。また、ここでいう「報道機関」が、2003年6月に成立した個人情報保護法の報道定義と、どのような関係に立つのかも問題になるであろう。

なお、事件報道全般を規制する結果をもたらす可能性がある、上記の偏見報道禁止規定が重大な問題をはらむことを、ここでも敢えて繰り返しておきたい。全く新しい制度である裁判員制度を開始するにあたって、このような配慮義務を法律で定めることは、たとえ罰則を設けないとしても、報道の自由を脅かすものであるばかりか、憲法の保障する表現の自由の基本原則を揺るがしかねない。

同様に、素案8(2)アの接触禁止規定も、すでに述べたとおり報道の自由に対する過剰な規制であり、認める余地はない。そもそも、裁判員の秘密保持義務の範囲が広すぎること自体にも問題があることも再度、指摘しておきたい。さらに、万が一「報道による偏見」がありえたとしても、これによる悪影響は素案2(9)の質問手続規定によって排除されるというのが基本的な制度設計ではなかったのか。

この点、報道全般を規制するのではなく、米国の例のように各種の手続きを十分に活用することによって、適切な裁判員の選任確保をめざすべきであって、報道規制は「最後の最後の手段」であることの認識が足りない、といわざるを得ない。ここでも表現規制の原則である、より制限的でない他の手段の不存在が、十分検証されているとも、そのような制度的保障をおいていると思えないである。

そもそも、憲法に保障された「裁判の公開」は、健全で自由な取材・報道活動が社会的に担保されていることが前提となっている。それは、一方で一般人の傍聴を制限しつつ、そのかわりに一定の報道機関に広く取材の自由を認めていることからも明らかである。それはまさしく、裁判の公正を担保するためには、報道機関の報道を通じて裁判（司法）情報に市民がアクセスできることが必要不可欠であるという、憲法理念に基づいた大原則であることを改めて確認する必要がある。

具体的には、今後の議論において、取材・報道に関する法規制に関しては、以下の基本的な考え方をまず確認することを求めたい。なお、文中にいう報道界の自主ガイドラインについては、次章において詳述する。

### 【法による取材・報道規制のかたち】

- (1) ニュースメディア（公共・公益性を有する報道目的のマスメディア）の事件・裁判に関する取材・報道は、あくまでも、自由であるべきことを確認する。
- (2) 公判開始前の報道を規制する一切の法規制は認められない。
- (3) 裁判への影響を理由とする「予断報道」の法規制は一切認められない。
- (4) 判決時および判決後の報道を規制する一切の法規制は認められない。
- (5) 裁判員の保護および合議の秘密保護のため、法による規制の必要性は認めるが、包括的な接触禁止や守秘義務規定は認められない。
- (6) 裁判員の守秘義務違反の幇助、そそのかし罪を設ける場合、それらを報道機関に対し直接適用することは、原則として認められない。
- (7) 裁判員への直接取材に関する法規制は、公判継続中のみ、認められる。
- (8) 裁判員に関する情報の公表（報道）は、一定の限度において、法規制を認めるが、包括的な法による禁止は認められない。
- (9) 法規制を行う場合は、表現の自由を規制する場合の一般原則に則り、厳格審査や判決までの時限規制が求められる。
- (10) 司法分野における情報公開をよりいっそう推進する。
- (11) 被疑者・被告人・被害者等への人権配慮から、現行の取材・報道ルール（ガイドライン）を全面的に見直す。

## IV 公判報道を考える視点——治安か人権か

ドイツ現代思想の論客ノルベルト・ボルツは、著書『世界コミュニケーション』（東京大学出版会、村上淳一訳、2002年12月初版）のなかで、現代の状況を次のように述べている。

リソースとしての時間はますます乏しくなっている。高度に複雑な世界では、個人は、知らないことへの一括的な信頼と自分の生活状況に即した若干の重要な情報でやっていくしかない。大部分のことを、知らないままにすませてしまうのが合理的である。十分な情報を手にすることは、コストと時間がかかりすぎるのだ。

理解しないまままで利用しなければならない知識が増えていく。われわれは、ますます少しだけをますます多く知る。現代社会においては、増大する無知を信頼によって埋め合わせるしかない。そして、理解するかわりに了解する、理解をあきらめて一括的に信頼していくしかない。

この分析は、スピードアップがますます進み、技術の進展が甚だしく、考えるまもなく新たな状況に遭遇するという、現代状況を言い当てている。このような状況下では、民衆は、小泉首相の「重大事件の判決に5年も6年もかかることは許されない。とにかくすぐに判決を」ということが当然のことのように思えて、強く共鳴する。「『迅速な裁判』ということは、民衆として享受すべき権利のはずであり、身勝手な被告人や弁護人が裁判を引き延ばしているのは、この権利を侵害するものであって、まことにけしからん。『麻原をすぐ死刑に！』」と世論は共鳴しがちである。

しかし、待ってほしい。「迅速な裁判」は民衆の権利ではなく、被告人の権利のはずである。被告人の防御権を踏みにじって、「記憶の新たなうちに麻原を死刑にする権利」などは存在しないのだ。憲法37条1項は、迅速な裁判を受ける権利を「被告人の権利」として位置づけており、さらに同条の2項は、被告人の権利として「すべての証人に対して審問する機会を与えられる」ことを保障している。要するに、刑事裁判においては、被告人の防御権を十分保障した内実のある審理が必要とされているのであって、事件の中味をじっくり検討する意思を持たない民衆一般を基準にして、審理のスピードを考えるべきでないとされているのである。

ところが、常に「市民の感覚」を優先するメディアは、この「迅速な裁判」の憲法的意味を無視して、「遅すぎる正義は正義ではない」ということの意味を変えようとする。「民衆の記憶が鮮烈なうちに刑事裁判の結論を下すこと」が「迅速な裁判」の要請からの帰結であり、スピードダウンにつながる被告人の防御権などを振りかざすのは間違いでいる、かのように論陣を張る。

本来、感情的で移り気な民衆の生の感覚からは一定の距離を置き、冷静にさまざまの観点から問題点を伝えるべきメディア自体が、スピードアップした現在社会のなかで、じっくり事件の真相解明に取り組む余裕を失ってしまっている。被告人の人権を重視していくには、「熱いうちに鉄槌を下すことができなくなり、治安がさらに悪化するのではないか」といった焦りすらもっているようである。

確かに、不必要的訴訟引き延ばしを擁護する必要はない。防御権に配慮した充実した審理が実現するならば、スピードアップを優先課題とすることも必要かもしれない。そこで、ス

スピードアップと充実審理との折り合いをつけるためには、さまざまのシステムの改善が必要である。たとえば、調書作成への弁護人立ち会い権、検察官手持ち証拠の公判前全面開示、公判前保釈を含む権利保釈の実現、公費弁護制度の充実、検察官上訴の禁止等々である。これら多くの多くは、多くの欧米諸国ではとっくに実現しているものばかりである。

そもそも、大半の刑事裁判は、2年どころか1~2か月で終了している。「自白しない限り勾留を続ける」「裁判で争うのなら保釈しない」との<人質司法>の状況下では、無実の場合でも我慢して有罪答弁をして、早期に裁判を終わらせるなどを余儀なくされている。最近の『自由と正義』に元刑事裁判官が慨嘆しているように、いまや、弁護士として「無罪を確信している」場合にも、「否認すれば起訴される」「否認すれば長期勾留される」「否認すれば実刑となる」との二重三重のリスクのために、心なからずも虚偽自白を強いている現状である(藤野豊「刑事裁判に対する失望と希望」『自由と正義』2003年5月号、日本弁護士連合会)。そのところを是正しないまま、勾留覚悟で争う道まで封じるならば、「無実のものを有罪にする」可能性はさらに高くなる。

にもかかわらず、メディアはそのような本質的な問題提起をしようとしない。ひたすら、被告人の防御権を犠牲にしてでもスピードアップすることのみをキャンペーンしているようにしか映らない。刑事裁判の原則は、あくまでも、裁判という場で、手続きを遵守して被告人の防御権を保障した上で、結論を出すことにある。国家が、個人に対して、死刑や懲役刑という最大の人権侵害を行う以上、このような手続きを重視することは当然である。無罪推定の原則、疑わしきは罰せずというのは、神ならぬ身の人間が、限られた資料だけに基づいて、かくも強烈な人権侵害を行うことに対する経験的歯止めであり、過去の累々たる人権侵害の反省を礎にして、人間の叡智として作り上げられてきた理論である。

従来は、<精密司法>ということが言われ、起訴権限を独占する検察の段階で、入念な証拠の吟味がなされ、「疑わしきは起訴せず」ということで、二重の安全弁として機能していた。ところが、「犯罪報道」が過激化し、被害者的人権が誤った形で強調されるなかで、疑惑の対象となった個人に対しては、証拠が不十分でも起訴して、裁判に結論を委ねるという風潮となり、「あっさり捜査、おおらか起訴」という無責任な状況となってきた。しかも、最後の砦たる刑事裁判官も、このマスコミの風潮や被害者的人権を過度に気にせざるを得ない状況である。

公判報道は、冒頭に記した刑事裁判の実態をあまりに無視している。人質司法などという実態を指摘することは、絵にも物語にもならない。したがって、そのようなことに重きをおいて報道することは困難かもしれない。また、記者としては、検察官や警察の意向に反する報道をすると、その後の取材業務へ差し障りがあることをおそれる気持ちも強い。

その結果として、公判報道は、複雑な事件を単純化し、ひたすら被告人の悪性がすべての原因であるかのように事件を描く、安っぽいものが多くなる。捜査の問題に切り込んだり、人質司法といわれる状況が真実発見を妨げていることを看破する記事は例外的でしかない。このような刑事事件の捜査報道、公判報道の実状を何ら反省することなく、さらに、被告人の防御権剥奪に直結する「迅速化」などということを実行するとすれば、将来の誤判や人権侵害は一層ひどいものになることは確実である。

裁判員制度導入に伴う「公判報道のあり方」を考える際には、こうした視点をもって望むことが重要であることを、まず強調したうえで、具体的な問題点を1つひとつあたっていき

たい。

\*2003年7月9日、裁判迅速化法が成立した。衆議院法務委員会では、「手続の迅速化については、当事者の正当な権利利益が害されないよう、当事者的人権に十分配慮し、当事者の防御権を損なうことがないよう、十分な配慮をすること」との附帯決議が行われた。これは、日弁連等の「裁判の迅速と適正・充実は同時に実現すべきで、国民は決して拙速な裁判を望んでいない」旨の主張が反映されたものといえる。

## V 事件報道の見直し

### 1. 見直しの基本的方向性

今後、公判報道をどう考えていくのかについては、そもそも現在の公判報道にどのような問題があるのかを考える方が、遠回りなようで実は早道なのではないだろうか。裁判員制度の導入を契機に現在の公判報道を規制すべきとの考え方のバックボーンには、そもそも現在の事件・裁判報道に有罪視報道があるのではないかとか、無罪判決に対してあまり節度のない批判が行われているのではないかという、ある種の報道規制待望論があると思われるから、メディア側自身も自らのなりわいを真剣に考えた方がよい部分もあるだろう。

裁判報道のなかで本当に規制する必要があるものは何か、現在の訴訟には何らかの影響を与えていているのか、その影響は判決に予断を与えるものなのか、裁判員に予断を与える報道は問題なのか、報道内容が事実であっても問題なのか——私たちはもっと議論が必要だ。裁判の公開との関係でどこまで規制すべきなのか、前提となる公的情報の公開は十分なのか、警察からの情報提供や情報開示のあり方は問題ないのか、容疑者・被疑者からの情報発信も問題なのか、公判報道に問題は山積している。

第一は、自由ではない公判取材・報道の認識と具体的見直しの方向性である。日本では、法廷内カメラ取材がほぼ全面的に禁止されているほか、きわめて安易な取材テープ提出が認められる傾向にある。また、検察取材・報道の広範な規制や少年事件審判（傍聴・記録）の全面禁止、などがある。

第二は、取材規制の見直しへの批判点である。音声取材の解禁、審判傍聴は、表現の自由の強化であり、取材・報道姿勢の見直し人権配慮の強化として、いずれも報道機関の信頼度を向上させ、自らの行動基盤である自由の強化につながることを肝に銘じるべきである。

こうした自由の確保こそが、公判報道見直しの第一歩であることを確認し、もう一つの大テーマであるメディア自身の見直しに話を進める。

### 2. 逮捕報道の問題点

これまで事件報道や裁判報道をまとめて「公判報道」として述べてきたが、ここでは裁判が開始される以前の事件報道、すなわち起訴前の事件報道や、その中でも特に大きな問題をはらむ逮捕報道に関する問題点について述べる。

この段階での事件報道は、裁判員制度との関係では、未だ裁判が開始されるかどうか確定していないわけであるから、具体的な事件についてその裁判にかかる裁判員は選任されておらず、従って、特定の裁判員に対する影響を問題として、取材制限の可否を問題にする必要

ではなく、特定の裁判員の個人情報を問題とする余地もない。

しかし、逮捕から起訴に至るまでの時間は比較的短く、逮捕段階ないし逮捕後起訴前の段階での事件報道については、当然に当該事件についての裁判員となる市民すなわち裁判員候補者もこれを目にし、耳にするわけであるから、起訴前報道についてもその意味では事件についての予断や偏見を与える可能性について論ずる必要がある。

### (1) 起訴前報道の原理

すでに述べたとおり、イギリスでは容疑者の逮捕以降公判を通じて判決までの間、その容疑者の犯人同一性が公判で問題となる場合には、原則として容疑者の氏名や過去の行状などについて報道することについては制約を受ける。同時に、容疑者や被害者のどちらか一方が不利になるようは報道も制約される。

日本における事件報道は、従来、逮捕報道こそがその頂点であり、捜査機関が容疑者を特定して裁判官が逮捕令状を発布した時点で、捜査機関と令状裁判所により犯人が「公認」されたかのような様相を呈していた。すなわち、報道の形式からみると、かつては容疑者段階において氏名に呼称を付さないで「呼び捨て」にし、かつ、顔写真を掲載するという形で、容疑者が犯人と特定されたかのような報道が行われた。そして、逮捕後のその事件についての報道はきわめて不十分で、起訴時と判決時に行われる程度であり、それも内容的には逮捕時の報道内容を確認する作業であるかのような報道スタイルが多かった。

これに対し近年は、容疑者呼称を付し、一般的には重大事件を除いて顔写真を報道することは避ける傾向にあり、その意味で逮捕段階ないし起訴前段階において、容疑者が犯人であることを断定することは避ける体裁をとる傾向が生じてきてはいる。しかしながら、このような傾向は、あくまで形式にとどまっている観が強い。容疑者に呼称を付し、顔写真の報道を控える傾向は、あくまで「容疑者=犯人」の「人権に配慮」したという形式を示そうとしているに過ぎず、これから裁判が始まり、その裁判における審理によって、捜査機関の主張、すなわち「容疑者が犯人である」のかどうかを、法廷に提出される証拠をもって決めるのだという前提に立って報道しているのではないことは、多くの場合、報道内容にも現れているのではないか。

### (2) 無罪推定の原則

しかし、被疑者・被告人には「無罪推定」が働き、それを前提に裁判が行われるという原則を尊重する姿勢こそが、事件報道で要求される公正さであり、それは、容疑者呼称を付すかどうか、顔写真を控えるかどうかという問題とはレベルが異なるものである。イギリスの場合と比較していえば、日本の起訴前報道においてなされている配慮は、容疑者に一方的に不利になるような報道を避けようという本質的な姿勢ではなく、あくまで、呼称や顔写真をどうするかというレベルでの配慮に過ぎないと感じられるのである。

無罪推定の原則とは、被疑者や被告人は、判決によって有罪を宣告されるまでは、「罪を犯していないもの」として扱われなければならないとする原則のことである。この原則は、フランス人権宣言（第9条）によってはじめて宣言されたもので、国家機関を拘束するのみであって、報道機関を拘束するものではない、という考え方もある。

しかしこの原則が、「個人の尊厳」（憲法第13条）に通底する近代憲法の核心に基づくものであることに鑑みれば、その精神・趣旨の尊重は、国家機関のみならず、報道機関を含めた

私においても実現されなければならない。そうだとすれば、報道機関は公判報道において、「無罪推定の原則」の精神・趣旨を十分に尊重して、報道しなければならないはずである。すなわち、報道機関は被疑者・被告人について、できる限り「罪を犯していないもの」として扱われなければならないのである。

### (3) 有罪視報道の背景

このような日本の起訴前報道における「有罪視報道」の背景にあるのが、捜査機関の発表や、捜査機関からのリーク情報に偏重した取材姿勢にあると思われる。捜査機関は容疑者を犯人として起訴し、有罪判決を獲得するのが任務であるのだから、そこから得られる情報が容疑者について有罪視する方向に偏っていること、すなわち容疑者に一方的に不利になる情報が中心であることはむしろ当然である。

確かに、逮捕ないし起訴前段階における被疑者側からの情報を入手することは困難であり、仮に弁護人が情報提供に協力的であったとしても、国家機関である捜査機関が入手している情報と比べれば、弁護人がこの段階で得られる情報は多くの場合限られており、捜査機関の発表やリーク情報に対抗するだけの容疑者側の情報を弁護人から得ることは簡単ではない。

しかし、だからこそ逆にメディア自身が捜査機関の情報を疑い、公正な報道をめざし、容疑者に一方的に不利になる報道を避け、裁判ないし裁判員候補者に対して不当な影響を避けようとする姿勢を持たなければならないはずである。少なくとも、逮捕はあくまで捜査機関の得た容疑事実に基づいておこなわれる、起訴へ向けた強制捜査の第1段階であることを肝に銘じ、そこで犯人が事実上特定されたかのような報道を行うことは差し控えるべきである。

### (4) 報道しない勇気の必要性

なお、近年重大事件を除き、顔写真の報道は避けられる傾向にある、と前に述べた。しかし、逆に重大事件においては「事件の重大性」に鑑みて顔写真が報道されるばかりでなく、逮捕ないし起訴前段階において、容疑者=犯人であるかのような報道が過熱する傾向が存在していると言えるのでないか。

例えば、松本サリン事件での捜査機関の発表やリーク情報が、冷静になって考えれば明らかに矛盾に満ち、客観的に誤ったものであったことがすぐにでも理解できたにもかかわらず、多くのメディアは、被害者である河野氏をあたかも犯人であるかのように報道し、場合によっては人格攻撃とも言えるような報道を行ったのである。その結果、それらの報道に接した市民から河野氏の自宅へ嫌がらせ電話が殺到したのである。このような事例は、起訴前報道が不公正であった場合に、裁判員候補者に対しても重大な影響を及ぼすことを具体的に示している。その後の和歌山カレー事件、帝京大・安部医師事件などでも、報道姿勢は変わらなかつた。

そして、重大事件であればあるほど、偏った報道の影響は大きく、その意味で公正な報道の重要性は増すはずであるのに、日本のメディアの多くは事件の重大性に引きずられて犯人探しに熱中し、その結果捜査機関が容疑者として発表した者について、その段階で「捜査機関が発表した」ことや「裁判所が令状を発布した」ことを理由に、捜査機関側に偏った報道を行ってしまうのではないか。

しかし、重大事件であればあるほど、その犯人に対する被害者や社会の怒りは強く、これから裁判によって容疑者が犯人であるかどうかを審理するにもかかわらず、怒りの大きさゆ

えに「犯罪の結果」に対する怒りを「容疑者に対する怒り」という形で容疑者にぶつけてしまう虞れが強い。そこでは、容疑者と犯人との同一性の問題を冷静に検討する姿勢が失われてしまうのである。次の裁判報道の項で改めて扱うが、無罪事件で多くのメディアは、被害者やその家族に対して感想を求め、被害者側の「これではうかばれない」というコメントを報道することが多いのは、このような混同の状況をよく表している。

重大事件の起訴前段階においては、このような危険性が存するのであり、メディアが犯罪に対する怒りをあおり、容疑者と犯人との同一性を冷静に検討する雰囲気を失わせる方向で報道することは、裁判に対する不当な影響を避けるという意味において、これを控えるべきであろう。そのような姿勢は、裁判員候補者に対する不当な影響を避けるという意味においても重要なはずである。

## VI 裁判報道の見直し

### 1. 公正性について

現在の裁判報道は、被告人の有罪が前提となっている。つまり、被告人を起訴した検察官の立場に立ち、あるいはその立場と一体化して、「被告人は有罪である」とした報道をしている。ここでは、被告人はすでに犯罪事実を犯した者として報道されてしまい、検察官の立証や裁判官の有罪判決を待たずに、犯人と決めつけられていることになる。

ここで想起しなければならないのは、前述した無罪推定の原則である。具体的な報道姿勢や手法として、起訴する側である検察官側の言い分と、被告人・弁護人側の言い分を、公正な立場から取り上げて報道するという視点が不可欠である。

一つには、被告人・弁護人に対して、十分な取材を行って、その主張を報道することである。量的にも質的にも、検察官の主張と同等の扱いが必要である。被告人が保釈により身柄拘束を解かれている場合には、その主張を述べることはそれほど困難ではないかもしれないが、被告人が勾留されていて身柄拘束を受けている場合、被告人の言い分（主張）については、弁護人に対する取材が不可欠であろう。

二つには、検察官の主張・立証が、あくまでも一方の当事者である検察官の主張・立証に過ぎないこと、つまり、反対当事者である被告人・弁護人が、全く異なる主張・立証をすること（していること）を、公平に伝えることである。被告人が、すでに犯罪事実を犯した者であるかのごとき報道を行うべきではないのであって、慎重かつ丁寧な取材・報道によって、検察官に片寄った不公平な取材・報道が是正されるであろう。

上記一つめの問題点とも関連するところであるが、現在の公判報道の問題点は、被告人・弁護人側の主張・立場を軽視・批判するものが多いがため、たとえ警察・検察側に問題点があつたとしても、それらへの指摘がなかつたり、少なかつたりするケースが目立つ。また、被告人・弁護人側が起訴事実を認めることなく、否認して争っている場合において、公正な立場から、双方の主張を紹介・検討するという姿勢ではなく、検察官側の主張・立場を重視し、被告人・弁護人側の主張・立場を軽視して報道することがある。この場合、被告人・弁護人側の主張に対して、十分な理解をすることなく、不十分なまま紹介をして、その主張の批判・非難をするばかりか、被告人・弁護人に対して、否認して争うこと自体について、攻

撃を加えるなどの報道を行うことすら見受けられる。

一例を挙げるならば、いわゆるオウム事件において、松本智津夫被告人が、オウム犯罪といわれる起訴事実についてすべて否認し、国選弁護人らがこれを前提として弁護活動を行ったとき、検察官側証人に対する弁護人らの反対尋問の報道は、その反対尋問によって、明らかになった捜査側の問題点を指摘するものはほとんどなく、その反対尋問を行った弁護人らを批判・非難する報道がほとんどであった。

## 2. 客觀性について

現在の裁判報道は、客觀的事実について十分に報道していないという問題点がある。起訴した検察官側の主張のみならず被告人・弁護人側の主張を、公正・客觀的な立場から紹介・検討することが少ないとということである。端的に言えば、「有罪前提」の報道から、被害の悲惨さを強調したり、被害者の感情的・情緒的な言い分を過度に取り上げたり、被告人の人格を攻撃する一方、基本的な情報・事実を報道していない。

起訴事実の内容や検察官の主張である冒頭陳述の内容、検察官があげた証拠の内容などを、客觀的に伝えることが必要である。同時に、被告人・弁護人の主張やその裏付けるとなる証拠の内容など、有罪・無罪の争点となっている実質的な問題点を、深く伝えることが不可欠である。この点、被告人・弁護人と検察官との対立が鋭くなればなるほど、場合によっては検察官批判の報道となることは不可避であり、相当の覚悟がなければできないことであり、まさに「権力監視・権力批判」の本質を理解・実践する報道機関の鼎の軽重が問われる所以である。

また、裁判報道が憲法や刑事訴訟法の基本的知識・精神を理解せず、それらを軽視して、適正手続きの観点を欠いているという問題点がある。

確かに、憲法の保障する被告人の権利や適正手続きの保障の趣旨などは、かなり専門的であり、また、これらによって、すべてが律せられるものではない。つまり、「事実の伝達」「真実の追求」などを使命とする報道機関が、法律のみによって律せられるものではないことから、さまざまな観点から取材・報道することは、ありうることではある。

しかし、古代や中世ではなく近代に生きる現在の日本においては、適正手続きの保障や被告人の人権保障は最低限の原則であり、これを犠牲にしてほかの利益・価値が重視されることがあってはならない。長い歴史の中で人間の築いた英知や長い歴史が教える人間の善悪を踏まえて、適正手続きや被告人の人権保障は実現されるべきである。

このように考えれば、現在の日本の裁判報道は、適正手続きを守り、被告人の利益を保障しながら、事実を伝え、真実を追い求めるという困難な使命を果たそうという強い意志と気力に著しく欠けている、というべきである。

## 3. 批判性について

現在の刑事司法制度のかかえる問題点・病理として、批判精神をもって報道するという姿勢に欠ける点も大きな問題点である。具体的に言えば、日本の刑事司法制度は、現在、有罪率99.99%を誇っている。起訴する事件のうち、実に99.99%が有罪になるのである。しかし、これは誇るべきことであろうか。無罪の被告人が、有罪になっていることはないのか、つまり、冤罪がないのかという問題である。

またそこには、「人質司法」といわれる問題が潜んでいる。IV章で述べたとおり現在の司

法制度は、被疑者・被告人が被疑事実について認めず否認して争った場合、不起訴による釈放などほとんどあり得ないばかりか、公判請求されたうえで、権利としての保釈を認められる可能性がほとんどない。検察官の立証が終わるまで、あるいは判決直前まで保釈が認められず、身柄を拘束される実態があり、これをもって「人質」と呼ぶのである。

このような絶望的な日本の刑事司法制度について、漫然と取材・報道することは、結果として、現状追認となり、警察官・検察官などが行う捜査・公判活動を無批判に受け入れることになる。

さらに、国際人権保障の観点に欠けている点も、問題点として挙げることができる。現状追認報道の問題点とも関連することであるが、日本の刑事司法は、国連や国際NGOなどから、繰り返し批判されてきたにもかかわらず、旧態依然として、国際人権保障の観点からの取材・報道が改善されないままである。「人権後進国」の不名誉な烙印は、依然として日本および日本の報道機関の報道にあてはまるのである。その頭著な具体事例は、「代用監獄」の存置である。

このような国際人権保障の観点を軽視して、日本の刑事司法を報道することは、日本の特殊性を無視して、世界的潮流の中における刑事司法の問題点を否認することになり、実質的には、日本の孤立を招くおそれがあるのである。

#### 4. 繼続性について

取材態勢や報道の継続性が欠如している点も問題である。客観的事実の報道の欠落とも関連するが、裁判報道において、特に公判が長期間にわたって続いている場合、継続した取材を行っていないと、公正かつ正確に、裁判を報道することはまず不可能である。

先に述べたように、起訴した検察官側の主張のみならず被告人・弁護人側の主張を、公正・客観的な立場から紹介・検討するという姿勢・視点に基づいて裁判報道を行うには、双方、とりわけ被告人・弁護人側に対して丁寧な取材を行い、きちんとその主張の内容を理解することが不可欠であろう。そのためには、粘り強く継続的な取材が必要であり、被告人・弁護人側との信頼関係を構築する必要がある。日常的・継続的な取材を行うことなく、自社の都合に合わせて、便宜的に取材を行うだけでは、到底、被告人・弁護人側との信頼関係を構築することなどできず、その主張を十分に理解することもできない。

さらに、専門的知識・経験が不足しているために、客観的事実の報道が、欠落してしまうということがある。専門的知識を必要とする取材・報道を行うには、日常的に、専門的知識をもった記者の育成が必要不可欠である。

#### 5. 無罪判決の報道について

今まで論じた裁判報道の問題点が端的に現れるものとして、無罪判決の報道がある。現在の刑事実務においては、ほとんどの事件は有罪判決が下るという現状があるが、このような現状において、無罪判決を報道することの意味や、無罪判決を報道する場合の基本的姿勢が問題となる。

特に問題となるのが、無罪判決の場合における被害者側の取扱いである。無罪判決に対して、被告人が犯人である旨の被害者の主張をことさら取り上げたり、死亡した被害者が浮かばれない旨の遺族の主張を強調する報道などである。同様に、警察・検察側の取扱いについても問題がある。無罪判決に対して、いまだ被告人が犯人であると信じる旨の警察・検察の

主張をことさら取り上げたり、控訴・上告によって、被告人が有罪となるとする旨の警察・検察側の主張を強調する報道などである。

さらに問題となるのが、無罪判決における被告人の人格攻撃の報道である。そこには、無罪判決の報道として、そもそもその判決批判が妥当であるかどうかという問題がある。司法の現実として、裁判所が証拠を判断したうえであえて無罪判決を下すのは、よほどの場合である。このような「勇気ある判決」に対して、まずもって敬意を払うべきであり、証拠の検討もしないまま無罪判決を批判・非難することは、原則として控えるべきであろう。むしろ、無罪判決の場合、捜査機関の捜査のあり方などが問題となることが多く、そのような権力機関の問題点の追及が、メインとなるべきではなかろうか。

なお、政治家などの公人の場合、倫理的観点から、有罪を前提としなくとも、そのような「疑惑」を招いたことについて、政治的観点や倫理的観点から批判を行うことがある。確かに政治家は、民主的手続きにより選ばれるのであり、その適格性判断の観点から、法律的観点のみならず、政治的観点、倫理的観点から、批判を受ける立場にあることを否定することはできず、自ずと私人の場合とは違った判断基準が考えられる。

## 6. 新しい公判報道の倫理基準

公判報道全般について、報道機関は以下の自主的な報道原則を実行することを期待する。III章で掲げた法規制に関する提言とあわせ、読んで欲しい。

前提に、無罪推定原則を取材・報道においても十分に認識・理解し、最大限の尊重をすることはいうまでもない。また、興味本位の事件報道や裁判報道が、これまで幾多の人権侵害を引き起こしてきた事實を十分に反省し、自主ガイドラインの作成・実行にあたるべきことも言を待たない。したがって、この提言では、こうした大原則については敢えて条項に入れることをしていない。むしろ、すでに業界およびメディア各社で持つ取材・報道基準を再確認することを強く求めるものである。

また、これらのガイドラインは報道界側の一方的な宣言で終わっては意味がない。作成・運用の過程で、一般視聴者・読者ほか多くの市民との交流の中で、その運用が監視され、ガイドラインを柔軟に変更していくことが求められる。メディアの信頼性が揺らぐなか、その再構築のためにも積極的な報道界自身の取り組みが求められている。当然、その一環として、放送、新聞、雑誌界が運用を開始している人権救済のための各種制度との有機的な連携も必要であろう。あるいは、個人情報保護法で求められている自主的な制度との関係も、できる限り早い段階で明らかにして欲しいと願う。

## 【公判（事件・裁判）報道のかたち】

- (1) 選ばれたニュースメディアの一員であることを自覚し、いかなる場合も。「取材・報道しない勇気」をもってジャーナリズム活動にあたる。公人が私人かを峻別し、私人に関しては「公判報道に特ダネなし」を行動原則とする。
- (2) 要望があった場合は、必ず、被告人もしくは第三者からのコメント（反論）を報道する。
- (3) 公判中にあっては、裁判員への直接取材はいっさい行わない。裁判員の個人情報については、最大限の配慮で、節度をもった報道を行う。
- (4) 被害者の私的事実を報道する場合は、本人もしくは遺族に、事前に通知する。被害者が死亡している場合は、私的事実の暴露が過度になりがちな傾向にあることから、最大限の注意を払う。
- (5) 裁判報道において、被害者への同情を煽ることはしない。
- (6) 犯罪動機、犯人像、事件背景などについて、推測をまじえた報道はしない。
- (7) 参考人段階・逮捕前段階・逮捕段階・取り調べ段階・起訴前段階など、被疑者・被告人のおかれている立場・状況を明記し、その意味合いをその都度、注記する。別件逮捕、別件捜索については、その都度、法的な問題点を指摘する。
- (8) 断定的な表現はしない。とりわけ、見出し、テレビ・テロップ（字幕）、ネット記事は断定調になりやすく誤った印象を与えがちであることから、抑制的な表現に心がけ、有罪を想起される表現は使用しない。逮捕・連行時等の被疑者のモザイク画像は、有罪の印象を強く与えることから、使用しない。
- (9) 事件・裁判をニュースとして扱う場合（ニュースショーを含む）は、効果音はいっさい使用しない。ワイドショーなどにおいても、その使用は極力抑える。同一ニュース内の顔写真の繰り返し使用は避ける。
- (10) 私人の無罪判決時には、否定的コメントは掲載しないなど、無罪判決への批判報道は原則控える。
- (11) 司法担当記者の専門教育を継続的に実施するほか、公判中に移動があった場合の引き継ぎについては、取材の継続性が担保される制度的な仕組みを整備する。必要に応じ、デスクや解説・編集委員に専門的知識を有する記者を配するほか、企業内弁護士を活用する。

以 上

資料目次

資料 i 裁判員制度・刑事検討部会「素案」(全文) 2002年9月11日

[www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/saibannin/dai13/13siryou1.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/saibannin/dai13/13siryou1.pdf)  
[www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/saibannin/dai13/13siryou1-2.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/saibannin/dai13/13siryou1-2.pdf)

資料 ii 裁判員制度・刑事検討部会「議事録」(抜粋)

[www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/06saibannin.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/06saibannin.html)  
 第13回 2003年3月11日  
 第18回 2003年5月20日

資料 iii 法務省 [www.moj.go.jp/](http://www.moj.go.jp/)

「裁判員制度・刑事検討部会における当面の論点に関する意見」(抜粋) 2002年9月24日  
[www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/saibannin/dai7/7siryou20.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/saibannin/dai7/7siryou20.pdf)

資料 iv 閣議決定「司法制度改革推進計画」2002年3月19日

[www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/keikaku/020319keikaku.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/keikaku/020319keikaku.html)

資料 v 自由人権協会 [www.jclu.org/](http://www.jclu.org/)

「裁判員制度と取材・報道の自由に関する意見書」2003年3月20日  
[village.infoweb.ne.jp/~jclu/katsudou/seimeii\\_kensho/20030320.html](http://village.infoweb.ne.jp/~jclu/katsudou/seimeii_kensho/20030320.html)

資料 vi 日弁連 [www.nichibenren.or.jp/](http://www.nichibenren.or.jp/)

司法改革実現本部『「裁判員制度」の具体的制度設計要綱』(抜粋) 2002年7月31日  
[www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/saibannin/dai7/7siryou8.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/saibannin/dai7/7siryou8.pdf)  
 「裁判員制度『たたき台』に対する意見」(抜粋) 2003年5月30日  
[www.nichibenren.or.jp/jp/katsudo/sytyou/iken/03/2003\\_23.html](http://www.nichibenren.or.jp/jp/katsudo/sytyou/iken/03/2003_23.html)

資料 vii 日本新聞協会 [www.pressnet.or.jp/](http://www.pressnet.or.jp/)

「裁判員制度に対する見解」及び「参考資料」2003年5月15日  
 「裁判員制度の取材・報道指針」について2003年9月10日

資料 viii 日本民間放送連盟 [www.nab.or.jp/](http://www.nab.or.jp/)

「裁判員制度と取材・報道との関係についての意見」2003年5月15日  
 「裁判員制度に伴う取材・報道上の自律的取り組みに関する考え方について」2003年9月10日

資料 ix 日本雑誌協会 [www.j-magazine.or.jp/](http://www.j-magazine.or.jp/)

「報道の自由を脅かす『裁判員制度』の問題点」2003年5月17日  
[www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/saibannin/dai17/17siryou2.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/saibannin/dai17/17siryou2.pdf)

資料 x 検討部会配布資料・土屋委員意見書(要旨) 2002年9月3日

[www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/saibannin/dai6/6siryou3.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/saibannin/dai6/6siryou3.pdf)

資料 xi 自民党裁判員制度小委員会「中間取りまとめ」(抜粋) 2003年9月26日

## 資料 i 裁判員制度・刑事検討部会 素案

\* 検討部会第13回会合（2003年9月11日）における配付資料

「裁判員制度について」

(注) 本ペーパーは、事務局において、これまでの本検討会における議論を踏まえ、今後の具体的な制度設計に向けた議論のたたき台とするために作成したものであるが、ここに記載されていない案を議論の対象とすることを否定するものではない。

1 基本構造

(1) 裁判官と裁判員の人数

ア 合議体の構成

A案

裁判官の員数は、3人とするものとする。

裁判員の員数は、2ないし3人とするものとする。

B案

裁判官の員数は、1ないし2人とするものとする。

裁判員の員数は、9ないし11人とするものとする。

イ 補充裁判員

裁判官は、審判に要する期間を考慮して必要と認めるときは、補充裁判員をおくことができるものとする。

(2) 裁判員、補充裁判員の権限

ア 裁判員の権限

(ア) 裁判員は、有罪・無罪の決定及び刑の量定に関し、審理及び裁判をするものとする。

(イ) 裁判員は、(ア)の審理において、裁判長に告げて、証人を尋問し、被告人の供述を求めることができるものとする。

(ウ) 裁判官は、適当と認めるときには、裁判員を、専ら訴訟手続に関する判断又は法令の解釈に関する審理に立ち会わせて、その意見を聞くことができるものとする。

イ 補充裁判員の権限

(ア) 補充裁判員は、審理に立ち会い、審理中に合議体の裁判員が欠けた場合に、これに代わって、その合議体に加わるものとする。

(イ) 補充裁判員は、合議体に加わる前であっても、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧することができるものとする。

(ウ) 補充裁判員は、合議体に加わる前であっても、評議に出席することができるものとする。ただし、この場合において、補充裁判員は、意見を述べることはできないものとする。

ウ 職權行使の独立

裁判員及び補充裁判員は、独立してその職權を行い、憲法及び法律にのみ拘束されるものとする。

(3) 評決

ア

A案

裁判は、裁判官と裁判員の合議体の員数の過半数であって、裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する意見によらなければならないものとする。

B案

裁判は、裁判官と裁判員の合議体の員数の過半数の意見によるものとする。ただし、被告人に不利な裁判は、過半数であって、裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する意見によらなければならないものとする。

C案

裁判は、裁判官と裁判員の合議体の員数の過半数の意見によるものとする。ただし、被告人に不利な裁判は、過半数であって、裁判官の過半数及び裁判員の1名以上が賛成する意見によらなければならないものとする。

イ 訴訟手続に関する判断及び法令の解釈に関しては、アにかかわらず、裁判官の過半数の意見によるものとする。

#### (4) 対象事件

ア 対象事件

(7) 原則

A案

法定合議事件（ただし、刑法第77条及び第78条の罪を除く）。

B案

死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪（ただし、刑法第77条の罪を除く）に係る事件。

C案

法定合議事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪のもの。

(i) 併合事件の取扱い

刑事訴訟法の規定に基づき、(7)の事件と併合して審理することとされた事件は、(7)の事件でない事件であっても、裁判官及び裁判員の合議体でこれを取り扱うものとする。

イ 訴因変更の場合の取扱い

刑事訴訟法第312条に基づき訴因又は罰則が変更されたことにより、ア (7)の事件がア(7)以外の事件となった場合は、当該事件は裁判官及び裁判員の合議体でこれを取り扱うものとする。ただし、裁判官は、審理の状況等にかんがみ適当と認めるときは、以後、当該事件を裁判官のみで取り扱うこととすることができるものとする。

ウ 事件の性質による対象事件からの除外

A案

(7) 裁判官は、民心、裁判員若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させて、その生活の平穀を侵害する行為がなされることその他の事情により、公正な判断ができるないおそれがあると認めるときは、アの事件につき、裁判官のみで審理することとできるものとする。ただし、事件の審判に関与している裁判官は、やむを得ない場合を除き、その決定に関与することはできないものとする。

(i) (7)の決定をするに当たっては、当事者の意見を聴かなければならぬものとする。

(ii) (7)の決定に対しては、当事者は、不服申立てをすることができるものとする。

B案

ウの制度はもうけないものとする。

#### 2 裁判員及び補充裁判員の選任

##### (1) 裁判員の要件

A案

裁判所の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者とする。

B案

裁判所の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者であって、年齢25歳以上のものとする。

C案

裁判所の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者であって、年齢30歳以上のものとする。

##### (2) 欠格事由

ア 他の法律の定めるところにより一般の公務員に任命されることができない者の外、次のいずれかに該当する者は、裁判員となることができないものとする。

(7) 中学校を卒業しない者。ただし、中学校卒業と同等以上の学識を有する者は、この限りでない。

(i) 禁錮以上の刑に処せられた者

(イ)

## A案

心身の故障のため裁判員の職務の遂行に支障がある者

## B案

(イ)の要件はもうけないものとする。

イ 欠格事由に該当する者が裁判員として手続に関与したことは、裁判員が権限を有する裁判がなされていない限り、既になされた審理の効力には影響を及ぼさないものとする。

(3) 就職禁止事由

## ア 職業上の就職禁止事由

次に掲げる者は、裁判員となることができないものとする。

(ア) 国会議員

(イ) 国務大臣

(ア) 国の行政機関の幹部職員

(イ) 都道府県知事及び市町村長

(オ) 自衛官

(オ) 裁判官及び裁判官であった者

(キ) 檢察官及び検察官であった者

(ク) 弁護士（外国法事務弁護士を含む。以下同じ）及び弁護士であった者

(ケ) 裁判所の職員

(コ) 法務省の職員

(ナ) 国家公安委員会委員、都道府県公安委員会委員及び警察職員

(シ) 司法警察職員としての職務を行う者

(ス) 弁理士

(セ) 公証人

(ソ) 司法書士

(ナ) 判事、判事補、簡易裁判所判事、検察官又は弁護士となる資格を有する者

(シ) 大学の学部、専攻科又は大学院の法律学の教授又は助教授

(ク) 司法修習生

イ 公訴提起等に伴う就職禁止事由

次に掲げる者は、裁判員となることができないものとする。

(ア) 禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、まだその判決確定に至らない者

(イ) 現に逮捕又は勾留されている者

ウ 手続に対する影響

就職禁止者に当たる者が裁判員として手続に関与したことは、既になされた当該手続の効力には影響を及ぼさないものとする。

(4) 除斥事由

次に掲げる者は、当該事件について裁判員となることができないものとする。

## ア 被告人又は被害者

イ 被告人又は被害者の親族又はこれらの者であった者

ウ 被告人又は被害者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

エ 被告人又は被害者の同居人又は雇人

オ 事件について告発又は請求をした者

カ 事件の証人又は鑑定人になった者

キ 被告人の代理人、弁護人又は補佐人になった者

ク 事件について検察官又は司法警察職員として職務を行った者

ケ 事件について検察審査員又は補充員として職務を行った者

コ 事件について刑事訴訟法第266条第2号の決定略式命令前審の審判

第398条ないし第400条、第412条若しくは第413条の規定により差し戻し、若しくは移送された場合における原判決、又はこれらの裁判の基礎となった取調べに関与した者

#### (5) 辞退事由

次に掲げる者は、裁判員となることを辞することができるものとする。

- ア 年齢70歳以上の者
- イ 地方公共団体の議会の議員。ただし、会期中に限る。
- ウ 学生及び生徒
- エ 過去5年以内に裁判員又は補充裁判員に選任されたことがある者
- オ 過去1年以内に裁判員候補者として裁判所の召喚に応じ出頭したことがある者（キの事由により、裁判員となることを辞退した者を除く）。
- カ 過去5年以内に検察審査員又は補充員に選任されたことがある者
- キ 疾病その他やむを得ない事由により、裁判員として職務を行うことが困難であると裁判官が認めた者

#### (6) 忌避理由

裁判員が不公平な裁判をするおそれがあるとき。

#### (7) 裁判員候補者名簿の作成

選挙人名簿をもとに裁判員候補者名簿を作成する手続をもうけるものとする。

裁判員候補者名簿には、毎年、翌年1年間に必要となると認められる員数の選挙人名簿被登録者をくじで選定して登載するものとする。

#### (8) 裁判員候補者の召喚

##### ア 裁判員候補者の召喚

裁判官は、公判期日が定まったときは、必要な数の裁判員候補者を、裁判員候補者名簿からくじで選定するものとする。

裁判官は、質問手続を行期日を定めて、裁判員候補者を召喚するものとする。

裁判官は、事前に裁判員候補者の欠格事由等を確認するため、質問票を送付することができるものとする。

##### イ 検察官及び弁護人に対する事前の情報開示

(イ) 裁判官は、質問手続の日より〇日前に、召喚した裁判員候補者の氏名を記載した名簿を検察官及び弁護人に送付するものとする。

(ロ) 裁判官は、質問手続の日に、当該手続に先立ち、裁判員候補者の質問票に対する回答の写しを、検察官及び弁護人に閲覧させることができるものとする。

##### A案

ただし、同回答の写しを閲覧させることができが関係人の名誉又は生活の平穏を著しく害するおそれがあると認められるときは、閲覧の全部又は一部を制限することができるものとする。

##### B案

検察官又は弁護人は、正当な理由なく質問票に対する回答内容を漏らしてはならないものとする。

これに違反した者に対する罰則をもうけるものとする。

#### (9) 質問手続

##### ア 質問手続の出席者

(イ) 裁判員候補者に対する質問手続は裁判官及び裁判所書記官が列席し、かつ、検察官及び弁護人が出席して聞くものとする。

(ロ) 裁判官は、必要と認めるときは、(イ)の手続に被告人を同席させができるものとする。

(ハ) (イ)の手続は公開しないものとする。

##### イ 質問手続

(イ) 裁判官は、裁判員候補者に対して、欠格事由その他の裁判員の資格に関する事由の有無を確認するため、口頭又は書面で必要な質問を行うものとする。

- (イ) 檢察官又は弁護人は、裁判官に対し、裁判員候補者に対して必要な事項の質問をすることを求めることができる。この場合において、裁判官は、相当と認めるときは、裁判員候補者に対して、当該求めに係る事項の質問を行うものとする。
  - (ウ) 裁判官は、欠格事由、就職禁止事由、除斥事由又は忌避事由に該当することが明らかになった裁判員候補者があるときは、当事者の申立て又は職権により、当該裁判員候補者を選任しない旨の決定をするものとする。
  - (エ) 裁判官は、辞退の申立てがあった裁判員候補者について、辞退事由に該当すると認めるときは、当該裁判員候補者を選任しない旨の決定をするものとする。
  - (オ) 当事者は、理由付き忌避の申立てを却下する決定に対しては不服申立てをすることができるものとする。
  - (カ) 当事者は、それぞれ〇名につき理由を示さずに忌避ができるものとする。裁判官は、理由を示さない忌避があった裁判員候補者について、当該裁判員候補者を選任しない旨の決定をするものとする。
  - (キ) 忌避の理由及び忌避の申立者については、裁判員候補者には明らかにしないものとする。
- ウ 裁判員及び補充裁判員の選任
- (ア) 裁判官は、質問手続において選任しない旨の決定がなされなかった裁判員候補者の中から、裁判員及び補充裁判員となるべき者を無作為抽出するものとする。
  - (イ) 補充裁判員を2人以上選任するときには、裁判員となる順位をあらかじめ定めておかなければならぬものとする。
  - (ウ) 裁判官は、(ア)により抽出された裁判員候補者について、裁判員及び補充裁判員として選任する旨の決定を行うものとする。

#### (10) 裁判員に対する補償

##### ア 日当等

裁判員、補充裁判員及び召喚に応じ出頭した裁判員候補者に対しては、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする。

##### イ 補償

裁判員等が、その職務に関連して受けた負傷等に対する補償を行うものとする。

#### 3 裁判員等の義務及び解任

##### (1) 裁判員候補者の義務

- ア 裁判員候補者は、召喚された質問手続期日に出頭しなければならないものとする。
- イ 裁判員候補者は、自己に送付された質問票又は裁判所における質問手続において、虚偽的回答をしてはならず、かつ、正当な理由なく質問に対する回答を拒んではならないものとする。

##### (2) 裁判員及び補充裁判員の義務

- ア 裁判員及び補充裁判員は、公判期日に出頭しなければならないものとする。
- イ 裁判員及び補充裁判員となるに当たって、4(5)の宣誓をしなければならないものとする。
- ウ 裁判員及び補充裁判員は、誠実にその職務を行わなければならず、品位を辱めることのないようにしなければならないものとする。
- 裁判員及び補充裁判員並びにこれらの職にあった者は、裁判の公正さに対する信頼を損なうおそれのある行為をしてはならないものとする。
- エ 裁判員は、評議において、意見を述べなければならないものとする。
- オ 裁判員及び補充裁判員並びにこれらの職にあった者は、評議の経過並びに各裁判官及び各裁判員の意見並びにその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

##### (3) 裁判員及び補充裁判員の解任

- ア 裁判官は、次のいずれかの場合には、当事者の請求により又は職権で、裁判員又は補充裁判員を解任する決定をするものとする。ただし、事件の審判に関与している裁判官は、(2)アの義務に違反したことを理由として解任する決定をする場合及びやむを得ない場合を除き、その決定に加わることはできないも

のとする。

(ア) 裁判員又は補充裁判員が、(2)の義務に違反し、引き続きその職務を行わせることが適当でないと認めるとき。

(イ) 裁判員又は補充裁判員がその資格を有しないことが明らかとなったとき。

(ウ) (1)イの義務に違反し、虚偽的回答をしていたことが明らかとなり、引き続きその職務を行わせることが適当でないと認めるとき。

イ アの解任の決定をするに当たっては、当事者の意見を聴かなければならないものとする。

ウ アの解任の決定をするに当たっては、当該裁判員又は補充裁判員に陳述の機会を与えるなければならないものとする。ただし、(2)アの義務に違反したことを理由として解任の決定をするときは、この限りでないものとする。

エ アにより裁判員を解任しない旨の決定に対しては、当事者は不服申立てができるものとする。

オ 裁判官は、次のいずれかの場合には、裁判員又は補充裁判員を解任する決定をするものとする。

(ア) 辞退を申し立てた裁判員又は補充裁判員につき、辞退事由に該当すると認めるとき。

(イ) 補充裁判員に引き続きその職務を行わせる必要がないと認めるとき。

#### 4 公判手続等

##### (1) 総論

裁判員制度対象事件については、裁判員の負担を軽減しつつ、実質的に裁判に関与することができるよう、迅速で分かりやすい審理が行われるように努めるものとする。

##### (2) 準備手続（刑事裁判の充実・迅速化関連）

裁判員制度対象事件においては、第1回公判期日前の準備手続を必要的なものとし、審理に要する見込み時間（日数）を明らかにするものとする。

##### (3) 弁論の分離・併合

迅速で、裁判員に分かりやすい審理の実現という観点から、弁論の分離・併合の在り方について検討し、必要な措置を講ずるものとする。

##### (4) 公判期日の指定（刑事裁判の充実・迅速化関連）

審理に2日以上を要する事件については、できる限り連日開廷し、継続して審理を行わなければならないものとする。

##### (5) 宣誓等

選任された裁判員及び補充裁判員に対し、裁判官が、裁判員の心得を教示し、裁判員らは、宣誓をするものとする。

##### (6) 新たな裁判員が加わる場合の措置

それまでの審理に立ち会っていた補充裁判員が裁判員となるときを除き新たな裁判員が加わるときは、公判手続を更新するものとする。その手続の在り方については、新たに加わる裁判員が事件の争点を理解し、それまでの証拠調べの結果について実質的な心証をとることができるような、負担の少ない方法を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

##### (7) 証拠調べ手続等

###### ア 冒頭陳述

検察官及び弁護人は、準備手続における争点整理の結果に基づき、証拠との関係を具体的に明示して冒頭陳述を行わねばならないものとする。

###### イ 証拠調べ等

以下の諸点を含め、迅速で、かつ、裁判員に分かりやすく、その実質的関与を可能とする証拠調べ等の在り方について検討し、必要な措置を講ずるものとする。

- 証拠調べは、裁判員が理解しやすいよう、争点に集中し、厳選された証拠によって行わなければならぬものとすること
- 専ら量刑に関わる証拠の取調べは、公訴事実の存否に関する証拠の取調べと区別して行わなければならぬものとすること
- 争点ごとに計画的な証拠調べを行うものとすること
- 証拠書類は、立証対象事実が明確に分かりやすく記載されたものとすること
- 証拠物の取調べにおいては、争点との関連性が明らかになるようにすること
- 証人等の尋問は、争点を中心に簡潔なものとすること
- 証人等の反対尋問は、原則として、主尋問終了後直ちに行うこと
- 供述調書の信用性等については、その作成状況を含めて、裁判員が理解しやすく、的確な判断をすることができるような立証を行うこと
- 第1回公判期日前の裁判官による証人尋問の活用を拡充すること
- 一定の期間を要する、鑑定のための事実的措置は、できる限り、公判開始前に行うこと
- 迅速で、裁判員に分かりやすい審理が行われるよう、訴訟指揮を行うこと
- 連日開廷下において、適切な公判記録の作成を行うこと
- 論告・弁論は、証拠調べ終了後速やかに行うこと
- 論告・弁論は、取り調べられた証拠との関係を具体的に指摘した、分かりやすいものとすること

#### (8) 判決書等

ア 裁判官のみによる裁判の場合と基本的に同様のものとし、評議の結果に基づいて裁判官が作成するものとする。

イ 裁判員の署名押印、身分の終了時期

A案

裁判官と同様に、裁判員も判決書に署名押印することとし、署名押印時に裁判員としての身分・任務は終了するものとする。

B案

裁判官と同様に、裁判員も判決書に署名押印することとするが、その身分・任務は判決宣告時に終了するものとする。

C案

判決書には裁判官のみが署名押印するものとする。裁判員の身分・任務は判決宣告時に終了するものとする。

#### 5 控訴審

A案

現行法どおりとする。

B案

控訴審では、裁判官のみで審理及び裁判を行うが、訴訟手続の法令違反、法令適用の誤り等についてのみ自判できるものとし、量刑不当及び事実誤認については自判はできないものとする。

B\*案

控訴審では、裁判官のみで審理及び裁判を行い、量刑不当についても自判を認めるが、事実誤認についてのみ自判を認めないものとする。

C案

控訴審では、裁判官のみで審理及び裁判を行うが、事実認定及び量刑不当に関する破棄理由を加重する。

D案

控訴審においても、裁判員が審理及び裁判に関与するものとし、覆審構造とする。

#### 6 差戻し審

A案

新たな裁判員を選任して審理及び裁判を行うものとする。その他は、現行法どおりとする。

**B案**

新たな裁判員を選任して審理及び裁判を行うものとし、差戻し審は、覆審構造とする。

**7 罰則****(1) 裁判員等の不出頭等**

召喚を受けた裁判員候補者、裁判員又は補充裁判員が正当な理由がなく出頭しないときは、裁判官は、決定で、〇〇円以下の過料に処することができるものとする。

裁判員又は補充裁判員が正当な理由がなく宣誓を拒んだときも、同様とする。

**(2) 裁判員等の秘密漏洩罪**

裁判員、補充裁判員又はこれらの職にあった者が評議の経過若しくは各裁判官若しくは各裁判員の意見若しくはその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らし、又は合議体の裁判官及び他の裁判員以外の者に対しその担当事件の事実の認定、刑の量定等に関する意見を述べたときは、〇年以下の懲役又は〇〇円以下の罰金に処するものとする。

**(3) 裁判員等に対する請託罪等**

ア 裁判員又は補充裁判員に対し、その職務に関し、請託した者は、〇年以下の懲役又は〇〇円以下の罰金に処するものとする。

イ 事件の審判に影響を及ぼす目的で、裁判員又は補充裁判員に対し、その担当事件に関する意見を述べ又はその担当事件に関する情報を提供した者は、〇年以下の懲役又は〇〇円以下の罰金に処するものとする。

**(4) 裁判員等威迫罪**

ア 裁判員、補充裁判員若しくはこれらの職にあった者若しくは裁判員候補者又はその親族に対し、面談、文書の送付、電話その他のいかなる方法によるかを問わず、その担当事件に関して、威迫の行為をした者は、〇年以下の懲役に処するものとする。

イ 組織犯罪処罰法7条の対象行為に、アの威迫行為を加える。

禁錮以上の刑が定められている罪に当たる行為が団体の活動として当該行為を実行するための組織により行われた場合、又は禁錮以上の刑が定められている罪が団体に不正権益を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で犯された場合において、その罪に係る事件を担当する裁判員等に対し、アの威迫の行為をした者は、〇年以下の懲役に処するものとする）。

**(5) 裁判員候補者の虚偽回答罪等****ア 過料**

裁判員候補者が、自己に送付された質問票又は裁判所における質問手続において、虚偽的回答をし、又は正当な理由なく質問に答えなかつたときは、決定で、〇円以下の過料に処することができるものとする。

**イ 刑事罰**

裁判員候補者が、自己に送付された質問票又は裁判所における質問手続において、虚偽的回答をした者は、〇円以下の罰金に処するものとする。

**8 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置****(1) 裁判員等の個人情報の保護**

ア 訴訟に関する書類であつて、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者の氏名以外の個人情報が記載されたものはこれを公開しないものとする

イ 何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者の氏名、住所その他のこれらの者を特定するに足る事實を公にしてはならないものとする。

**(2) 裁判員等に対する接触の規制**

ア 何人も、裁判員又は補充裁判員に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする。何

人も、知り得た事件の内容を公にする目的で、裁判員又は補充裁判員であった者に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする。

イ 裁判員又は補充裁判員に対し、面会、文書の送付その他の方法により接触すると疑うに足りる相当な理由があることを被告人の保釈不許可事由及び接見等禁止事由とするものとする。裁判員又は補充裁判員に対し、面会、文書の送付その他の方法により接触したことを被告人の保釈取消事由とするものとする。

#### (3) 裁判の公正を妨げる行為の禁止

ア 何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめる行為その他の裁判の公正を妨げるおそれのある行為を行ってはならないものとする。

イ 報道機関は、アの義務を踏まえ、事件に関する報道を行うに当たっては、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめないように配慮しなければならないものとする。

#### (4) 出頭の確保

ア 何人も、他人が裁判員となることを妨げてはならないものとする。

イ 労働者は、その事業主に申し出ることにより、裁判員の職務を行うために必要な範囲で休業すること（裁判員休業）ができるものとする。事業主は、労働者からの裁判員休業申出があったときは、当該裁判員休業申出を拒むことができないものとする。

ウ 事業主は、労働者が裁判員休業申出をし、又は裁判員休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとする。

以上

## 資料 ii 裁判員制度・刑事検討部会 議事録

\*文中の番号は、資料 i 「素案」の番号をさす。

### 第13回（抜粋）

8は、「裁判員の保護及び出頭確保に関する措置」についてであります。

(1) は、「裁判員等の個人情報の保護」です。

欠格事由等や、理由付き忌避、理由を示さない忌避に関する判断を適切に行うためには、裁判員等の個人情報を把握することが必要となります。一方では、それら個人情報は十分に保護する必要があると考えられます。

そのような観点から、アは、訴訟に関する書類であって、裁判員等の氏名以外の個人情報が記載されたものは、公開しないとするものであります。訴訟に関する書類には、裁判員等の氏名のみならず、その生年月日、住所、職業等の個人情報が記載されることが考えられるところ、訴訟記録は、当事者の閲覧に供されるほか、事件確定後は、刑事確定訴訟記録法の手続に従い、一般にも公開されるのが原則となります。しかしながら、これらの個人情報は、専ら裁判員等の選任を適正に行うために収集・記録された情報ですから、裁判員等の選任の適正を期するために当事者に開示する場合以外に、公開する必要性は必ずしも高くなく、特に、その氏名以外の個人情報については、プライバシーとして保護する必要性が高いという考え方によるものであります。

イは、同様の考えによりまして、何人も、裁判員等の氏名、住所その他のこれらの者を特定するに足りる事實を公にしてはならないとするというものであります。

8の(2)は、「裁判員等に対する接觸の規制」であります。

司法制度改革審議会意見が「裁判員の職務の公正さの確保のためにとるべき措置についても更に検討する必要がある」としていることを踏まえ、裁判の公正及びこれに対する信頼の確保のために、裁判員等に対する接觸を一定範囲で規制することとするものです。

アの前半は、「何人も、裁判員又は補充裁判員に対して、その担当事件に関し、接觸してはならないものとする。」というものです。現に職務に就いている裁判員又は補充裁判員に対して、その担当事件に関して、手続外で接觸することは、請託や威迫、情報提供などを目的とする場合は、もちろん裁判の公正を害する行為がありますが、仮にそのような目的を有しない場合であっても、その心証形成に影響を及ぼす可能性がありますし、そうでなくとも、国民一般から見れば、裁判員等が法廷外で事件に関する心証を得たのではないかとの疑いを生じさせる行為であり、裁判の公正に対する信頼を損なう行為であるとも考えられます。また、担当事件に関し、裁判員等に接觸する行為は、その生活の平穏を害するおそれがあり、そのような行為が許されるとすると、広く一般の国民が裁判員となることをためらわせることとなるおそれもあるとも考えられます。そのような考え方に基づきまして、裁判員等に対して、その担当事件に関して接觸する行為を規制しようというものであります。

アの後半は、「何人も、知り得た事件の内容を公にする目的で、裁判員又は補充裁判員であった者に対して、その担当事件に関し、接觸してはならないものとする。」というもので、裁判員等であった者に対する接觸の規制であります。例えば、裁判終了後に、裁判員等であった者が、その経験から得た感想等を述べることは、裁判員制度、ひいては刑事司法制度に対する国民の関心と信頼を高めることに役立つものでありますから、担当事件に関し裁判員等であった者に対する接觸を一般的に規制することは適当でないと考えられます。しかし、裁判員等であった者が、担当した事件の内容を公にすることは、事件終了後であっても適当ではないとも考えられます。裁判員や補充裁判員となった者は、法廷で取り調べられた証拠を通じ、その担当事件の内容を知ることとなるわけであります。その中には、関係者のプライバシーに深くかかわる内容も含まれているのが通常であります。裁判員等となった者は、あくまで、その職務を果たすために必要であったからこそ、そのようなことを知ることができたにすぎず、職務と関係のないところで、そのように知り得た内容を公にすることが許されるわけではないのではないかと考えられます。それは、その内容が秘密に当たる場合はもとより、そうでない場合も、同様ではないかと考えられます。そうだとすると、「知り得た事件の内容を公にする目的」で、裁判員等であった者に接觸することも規制されてしかるべきだとも考えられます。アの後半は、このような考えによるものであります。

次のイは、裁判員等に接触すると疑うに足りる相当な理由があることを被告人の保釈不許可事由及び接見等禁止事由とし、裁判員等に接触したことを被告人の保釈取消事由とするものであります。刑事訴訟法第89条や第96条は、被告人が証人等に加害行為等をするおそれがあることを保釈不許可事由とし、加害行為をしたことなどを保釈取消事由としております。ただ、証人等の場合とは異なり、被告人が、裁判員と接触することが許されてしまうべきといえるような正当な理由はなく、審判に影響を及ぼす目的と考えられることから、接触行為自体を保釈不許可事由等とするのが相当ではないかとの考えによるものであります。

8の(3)は、「裁判の公正を妨げる行為の禁止」に関するもので、内容は二つであります。

アは、「何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめる行為その他の裁判の公正を妨げるおそれのある行為を行ってはならないものとする。」というもので、裁判の公正を妨げるおそれのある行為を一般的に規制するものであります。

イは、「報道機関は、アの義務を踏まえ、事件に関する報道を行うに当たっては、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめないように配慮しなければならないものとする。」というものであります。

事件に関する報道は、もとより、国民の知る権利の観点等からして重要な役割を担うものであります、その一方で、その在り方によっては、事件に関する偏見を生ぜしめる可能性があることも否定できないところであると考えられます。そこで、報道機関が、他の者と同様にアの義務を負うことを踏まえ、事件に関する報道に当たっては、偏見を生ぜしめることのないよう配慮を求めるというものであります。この点に関しては、検討会でも、同趣旨の御意見が述べられたところであり、これを踏まえたものであります。

なお、このたたき台におきましては、8の(1)ないし(3)に記載した規制につきましては、いずれも、罰則を設けるものとはしておりません。

8の(4)は、「出頭の確保」ということで、裁判員等が出頭しやすい環境をつくるための措置に関する項目です。裁判員制度の円滑な実施には、裁判員候補者及び裁判員になった国民の出頭が確保されることが不可欠の前提であり、出頭しやすい環境づくりは非常に重要であると思われます。この点につきましては、これまでの議論におきましても、そのための配慮・措置が必要との御意見があつたところであります。

アは、「何人も、他人が裁判員となることを妨げてはならないものとする。」というものです。裁判員になることは、法律に定められた義務であり、公の職務ですから、何人も、これを妨害することは許されないことは当然であるとも思われますが、そのことを明示することにより、個々の裁判員等が職務を行うことに対して生じ得る様々な障害をできるだけ少なくし、その出頭を容易にするという効果が期待できるのではないかという考え方によるものであります。

\*\*\*\*\*

## 第18回（抜粋）

### (5) 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置について（たたき台8の関係）

たたき台の「8 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置」に関し、主として、以下のような意見が述べられた。

#### ア 裁判員等の個人情報の保護について（たたき台8（1）の関係）

- ・ 裁判員等の個人情報は、保護に傾くあまり開示の道を断つことがないようにすべきであるが、開示の判断には本人の同意が必要と考える。
- ・ 氏名だけを特別扱いする理由はない。裁判員等が特定されないためには、氏名や住所を公開しないということの方が理由があろう。裁判員の職業、年齢、性別などは判決を分析論評する上で有意な情報であるので、原則として公開してよいと思うが、職業なども明らかにして欲しくない人もいるかもしれないので、個々の裁判員に意見を聴いて公開するか否かを判断するのがよいであろう。
- ・ 職業、年齢、性別が裁判内容に影響するという考え方には納得できない。そのような考え方を探ると、裁判員制度そのものが最初からいびつなものとして設計されていることになるのではないか。
- ・ 職業等により個別の判断が影響されるという考え方に基づいているのではなく、弊害がない限り、なるべく多くの情報が国民に公開されるべきだという趣旨である。個別事件の判決に対する批判を可能にす

るために公開すべきという趣旨ではない。

- ・ 一定期間を通じた裁判員の職業等についてのデータが明らかにされれば十分であり、個々の事件ごとに公開する必要はないのではないか。
- ・ 必要性があるから公開するという考え方ではなく、公開しても弊害のない情報は公開すべきであるということである。個々の事件ごとに公開することを有用だと考える人もいるであろう。
- ・ 職業等のデータが蓄積すると、それを分析して裁判員を選択するということが可能になり、それが商売になるかもしれないが、それは望ましくないと考える。たたき台の案のとおりでよいが、本人が個人情報を公開しても構わないという場合にまで公開を制限する必要はないであろう。
- ・ 種々の攻撃を受けるおそれを考えると、公開される個人情報は少ない方がよいので、たたき台の案がよい。
- ・ 裁判員等の生活の平穀を保護すべきであるから、たたき台の案に賛成である。
- ・ 個人が特定されるような形で個人情報を開示すべきではない。個人を特定しない限度での情報は、学術研究のためなど、目的や開示の相手方によっては、例外的に開示を認めてもいいのではないか。
- ・ 個人情報の公開の制限に期限を設けることも検討の余地がある。
- ・ 個人情報の保護は本人だけに関わる問題ではなく、その子孫にも関わる問題でもあることに留意する必要がある。

#### イ 裁判員等に対する接触の規制について (たたき台8 (2) の関係)

- ・ たたき台の案に賛成である。裁判員等が知った情報というのは、公正な裁判を行うためのものであって、目的外で公にされることには想定されていない。したがって、他人が裁判員等が知った情報を得るということは、その情報が目的を外れて利用されるということであるから、そのために接触するというのは適当ではない。
  - ・ 現職の裁判員等に対しては、一切接触できないとするなど、たたき台の案より広く制限することも考えられる。裁判員等であった者に対する接触制限については、裁判員が被告人と同じ組織に属していたか否かや、裁判員が収賄していたか否かを確認するための接触は、許されるべきであり、これも、「その担当事件に関し」に該当するのであれば、それは広すぎるので、限定すべきである。
  - ・ たたき台8 (2) アの前段は理解できるが、後段は削除すべきである。後段の規制の対象はメディア関係者以外しか考えられないが、メディアを対象にした特別規定は好ましくない。裁判員の守秘義務に加え、さらに接触禁止を設けるのはいかがなものか。裁判員が被告人と同じ組織に属していたか否かや、裁判員が収賄していたか否かを確認するための接触は、裁判係属中は許されないが、終結後は許されてもよいのではないか。
  - ・ 被告人と同じ集団に属する人が、知り得た事件の内容を公にする目的で、接触することもあるから、規制の対象がメディアに限られる訳ではない。裁判員制度の運用状況の検証は必要であるので、それが可能となるようにする必要はあるであろう。
  - ・ 一般国民は、守秘義務を守るということに慣れておらず、毎日のようにくる取材に耐えるのは大変であるので、守秘義務に加えて、接触禁止を設ける意味がある。
  - ・ 裁判員等の保護、裁判の公正の確保のために、たたき台のアの前段は必要である。裁判員が被告人と同じ組織に属しているのではないかといった疑いが生じたときは、その疑いを裁判所、検察官や弁護人に知らせて、解任等の手続で対応すべきであろう。後段については、守秘義務の対象となっている事項を公にする目的での接触の禁止という形で、目的をより限定するということも考えられる。
  - ・ たたき台のアの前段に異論はないが、後段は、制限の対象が抽象的で広すぎ、学術研究目的のものも制限される可能性があるので、削除すべきである。
  - ・ たたき台のアの前段は必要である。後段についても、裁判員等は、裁判をするために事件の内容を知ることができたのであるから、目的外利用のために接触を認める必要はない。接触を許されることになると、誰でも接触できるということが明らかになり、それは裁判員にとって迷惑な話である。
  - ・ メディアが裁判員等のところに押しかけることは望ましくないが、メディア側の自制に期待するのが一番であろう。また、威迫目的の接触とその他の場合を同列には扱えないであろう。
  - ・ 働きかけなどから裁判員等を守るということを宣言する意味でも、接触禁止規定を設けることの意味は大きい。
  - ・ 個人的に事件の内容を知りたいということで接触することが禁止されていないのであるから、裁判員

であった者などの生活の平穏の侵害ということは防げないのでないか。

- たたき台のイに反対はしないが、接見禁止等の運用は厳格にすべきである。

ウ 裁判の公正を妨げる行為の禁止について（たたき台8（3）の関係）

裁判員制度が国民の信頼を得るために、予断偏見のない裁判員によって判断されることが必要で、裁判員に予断偏見を与える行為を禁止する必要がある。過去の一部の事件報道のような報道がなされた場合に、予断偏見のない裁判員を確保することができるのかという心配がある。一度形成された予断偏見を裁判官の説示などにより取り除くというのは、現実問題としては難しいであろうから、たたき台のイも必要であろう。

- たたき台のアは当然のことであり、宣言すること自体に意味があるので、賛成である。

たたき台のアは削除すべきである。請託や威迫は刑罰により禁止されるのであり、広く禁止を設けるのは、報道機関以外の者の表現の自由の関係で問題があろう。予断偏見の形成の問題は、司法教育などを通じて対処すべきである。

日本新聞協会、日本雑誌協会、日本民間放送連盟がそれぞれ自主的ルールの作成を表明しており、それによりたたき台が想定している問題は相当程度回避できるのではないか。「偏見を生ぜしめる行為」というのはあいまいで広すぎる所以、妥当ではなく、たたき台のアもイも削除すべきである。

たたき台のアとイに賛成である。内容は当然のことであるが、法律で訓示規定として設けるのが妥当である。「偏見」という用語は、現行刑事訴訟法でも使用されており、意味が相当程度はつきりした言葉なのではないかと思う。

たたき台の案のような規定を設けなくてすむなら設けない方がいいと思うが、過去には問題になったケースもあり、メディアの自主的ルールの在り方も現時点では具体的な姿が分かりにくいといったことを踏まえると、何らかの訓示規定が必要かもしれない。

この場面では、表現の自由を重視すべきである。法律で訓示規定を設けると萎縮効果が相当あるので、躊躇を感じる。法律により規制するのではなく、裁判システムの中に偏見を防ぐ仕組みを設けるべきである。たたき台のイは削除すべきである。

たたき台のアもイも必要である。裁判手続内部に偏見を防ぐシステムを設けるのは当然だが、だからと言って、裁判手続の周囲の人たちが公正な裁判の実現に協力しなくてよいということにはならない。また、たたき台のイは、偏見を生ぜしめないよう配慮を求めているだけである。自主的ルールの策定は歓迎すべきであるが、それで十分なのか疑問がある。

報道機関を特に対象にする規定を設けることは反対であるが、仮に設けるのであれば、報道の自由の尊重に関する総論的規定も併せて規定する必要がある。

## 資料Ⅲ 法務省

「裁判員制度・刑事検討会における当面の論点に関する意見」(抜粋) 2002年9月24日

3 裁判員の選任方法・裁判員の義務等

第3 刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入

(2) 裁判員の義務等

ア 公平な裁判所による公正な裁判を確保できるような適切な仕組みとして、裁判員候補者や裁判員の出頭義務、評議等に関する守秘義務や、裁判員が、法廷外において、他の裁判官及び裁判員以外の者から担当事件に関する情報を得ることを禁止することなどが考えられる。

裁判員が、このような義務に違背した場合には、適切な手続により、当該裁判員を解任するものとすることや、罰則を科すことも検討に値する。

イ 裁判員を保護するとともに、その判断の公正を確保するための措置として、担当事件に関し、法廷外において裁判員に対して接触することを禁止し、その違反に対する罰則をもうける必要もあると考えられる。裁判員の氏名等の個人情報の取り扱いについても、十分に検討する必要があろう。

ウ さらには、裁判員に対する取材や裁判員の個人情報の報道の在り方についても検討が必要である。

司法は、国民の権利の実現を図るとともに、基本的人権を擁護し、更には安全な社会を維持するなど、国民生活にとって極めて重要な役割を果たしています。21世紀の我が国では、社会の複雑・多様化、国際化などに加え、規制緩和などの改革により、「事前規制型」から「事後監視・救済型」に移行するなど、社会の様々な変化に伴って、司法の役割はより一層重要なものになると考えられます。そこで、司法の機能を充実強化し、国民が身近に利用することができ、社会の法的ニーズに的確にこたえることができる司法制度を構築していくことが必要とされているのです。

このような見地から、平成11年7月に内閣に「司法制度改革審議会」が設置され、13人の委員により、司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策についての調査審議が進められ、2年間の審議の結果、平成13年6月に「人的基盤の拡充」、「制度的基盤の整備」、「国民的基盤の確立」を改革の三つの柱とする最終意見が内閣に提出されました。政府はこれを受けて、司法制度改革審議会意見（いわゆる「改革審意見」）を最大限尊重するとの閣議決定を行いました。

その後、改革審意見の趣旨にのっとって行われる司法制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に司法制度改革推進本部を設置することなどを内容とする司法制度改革推進法が成立し、12月1日から施行されました。司法制度改革推進本部は、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び法務大臣を副本部長とし、全閣僚を本部員とする組織です。

司法制度改革を実現するため、平成14年3月、司法制度改革推進法に基づく司法制度改革推進計画が閣議決定され、司法制度改革に関し政府が講ずべき措置について、その内容、時期、担当府省等が明らかにされました。今後、同計画に基づき、司法制度改革推進本部において、関連法案の立案作業等を進め、3年内を目指してその成立をめざすことになります。

法務省としても、司法制度改革等を所管する立場から、司法制度改革推進本部による立案作業に最大限の協力をを行うとともに、適宜適切な方策を講じ、来るべき新しい時代の要請にこたえていきたいと考えています。

## 資料iv 開議決定

「司法制度改革推進計画」2002年3月19日

### I はじめに

#### 1 本計画の趣旨

本計画は、司法制度改革審議会意見（平成13年6月12日）の趣旨にのっとって行われる司法制度の改革と基盤の整備（以下「司法制度改革」という。）に関し政府が講すべき措置について、II以下とのおり、その全体像を示すとともに、司法制度改革推進本部（以下「本部」という。）の設置期限（平成16年11月30日）までの間に行うことを予定するものにつき、措置内容、実施時期、法案の立案等を担当する府省等を明らかにするものである。

（略）

### IV 司法制度の国民的基盤の確立

国民の司法制度への関与の拡充等を通じて司法に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、以下に述べるところに従い、改革を推進する。

#### 第1 国民的基盤の確立（国民の司法参加）

司法への国民の主体的参加を得て、司法の国民的基盤をより強固なものとして確立するため、刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入を始めとして、現行の参加制度の改革を含め、様々な場面における適切な参加の仕組みの整備を図るための措置を講ずる。

これらを着実に実施するため、本部が設置されている間においては、以下の措置を講ずることとする。

##### 1 刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入

司法制度改革審議会意見が制度設計に関して具体的に提言しているところを踏まえ、刑事訴訟手続において、広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度（いわゆる裁判員制度）を導入することとし、所要の法案を提出する（平成16年通常国会を予定）。（本部）

以上

## 資料v 自由人権協会

「裁判員制度と取材・報道の自由に関する意見書」2003年3月20日

司法制度改革推進本部 裁判員制度・刑事検討部会委員殿

東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル 306号

社団法人 自由人権協会 代表理事 更田義彦、弘中惇一郎、紙谷雅子、田中宏

私たち自由人権協会は、裁判員制度の制度設計に関する貴部会の検討結果に大きな関心を抱いているものであります。3月11日開催の会合で提示された素案には、重要な論点が数多く含まれていますが、そのなかの「3 裁判員等の義務及び解任」「7 罰則」「8 裁判員の保護及び出頭等に関する措置」には、取材・報道を直接・間接に規制する方向が示されています。

当協会は、刑事裁判の取材・報道の問題、ならびに法廷侮辱制度に関するこれまでの検討を踏まえ、裁判員に対する影響や保護を理由として、法による取材・報道規制をすることに強く反対するとともに、貴部会がこの問題について改めて詳細検討を行われることを要望するものであります。

英米ほか諸国で、これまで「法廷侮辱」に刑事罰を規定し、メディアの裁判への影響、とりわけ陪審員への予断を排除するために、裁判に関する報道を制限する手法がとられてきました。しかしこうした規制が公正な審理を確保するために必要不可欠なものなのか、あるいは日本になじむ制度なのか、慎重に検討する必要があります。

素案では、(1)裁判員の守秘義務、(2)裁判員の個人情報の保護、(3)裁判員への接触規制、(4)裁判の公正を妨げる行為の禁止の各項目についてに、それぞれ取材もしくは報道の規制を定めていますが、以下の通りそのいずれにも大きな疑問があります。

議論の前提としての、裁判員（一般市民）が職業裁判官に比して予断を受けやすいとの点は、実証的な調査結果がなく説得力がありません。問題ある取材・報道については、現行の刑法等の規定で取り締まることが十分可能であり、新たな立法措置を必要とする立法事実が希薄であります。

裁判が予断を抱かないようにするには、報道規制以外の手法、具体的には、裁判員の再選定、裁判地の変更等で対処すべきであります。法廷侮辱罪のある米国でも、適用時の判断基準を厳格化することで、実際に裁判所が報道禁止命令を発することは稀な状況にあります。判断基準が曖昧なまま一般的な規制根拠を設定することは、広範に表現の自由を規制する危険が高まり、違憲の疑いが強いと考えられます。

英国でも、法廷侮辱罪による表現の自由を規制することについては強い批判があり、運用ルールを継続的に変更し、自由な報道を拡大してきています。また、適用に際しては司法界と報道界の間で行き過ぎを防止するためのガイドラインが制定されており、こうした実態を考慮しないまま法規制のみを導入することは過度な表現規制を生むことになります。

裁判員に守秘義務を課すことを当然視するかの意見も疑問であります。米国の陪審員に守秘義務を課していない例などを参考として、当該規定の正当性を改めて吟味する必要があります。関与事件について無制限に守秘義務を課したり取材禁止を行うことは、司法情報への正当なアクセス機会を奪う危険性が高いと考えられます。

なお、素案ではこうした規制に罰則を設けず訓示規定にすることで、メディアへの一定の配慮を示したと解釈する向きもありますが、しかしながら訓示規定であっても法規制を行う事実に変わりはなく、実際の報道において萎縮効果をもたらすことは明らかであります。現在議論されている司法制度改革は、「一審2年以内ルール」にあらわれているとおり、審理のスピードアップを大命題に掲げており、これらは往々にして被疑者・被告人の権利保障をおろそかにする危険性を孕んでいます。むしろこうした危険性をチェックする意味でも、司法に対する国民の監視をより一層強化する必要があることは言うまでもありません。したがって、現在以上にメディアの司法に対するアクセスを強化しそれ、それらを弱体化する方向での立法措置には強く反対いたします。

以上

## 資料vi 日弁護士連合会

日弁連司法改革実現本部「裁判員制度の具体的制度設計要綱」(抜粋) 2002年7月31日

## 19 報道の在り方

- 報道機関は、裁判員あるいは裁判員候補者に予断や偏見を与えない報道を工夫すべきである。
- 裁判員あるいは裁判員候補者に取材目的で接触すべきでない。

いわゆる「ロス疑惑」など、マスコミのセンセーショナルな犯罪報道によって偏向した事実・評価・意見が広く流布し、世論を誘導することが社会問題とされている。

裁判員は、裁判官と同様に、当該事件について中立公正であることが求められ、その判断・意見や心証形成的資料は、法廷において当事者が顕出した、適法かつ適式の証拠に限られることも当然である。ところで、裁判員は、当該審理の継続中も裁判所外でのプライベートな時間も有するが、この間に、当該事件について犯罪報道に接する可能性が高い。そして裁判員が、このような「法廷で当事者によって顕出された証拠」以外のマスコミ報道を通じて入手した資料や意見によって、裁判員自らの判断・意見が影響を受けるとすれば、これは

裁判員としての中立公正を損なう可能性がある。裁判員候補者にも同様の問題が存在する。そこで、これを予防すべきであるという見地に立てば、裁判員に対する「当該事件に関する報道等の視聴取禁止」等の規定の必要があるとも考えられる。しかし、この危惧は、裁判員のみならず、裁判官も同様である。そして、具体的な「犯罪報道による影響」があったとしても、裁判員に対する適切な説示がなされたり、あるいは裁判官と裁判員が十分に評議を尽くし、事件を検討していく過程において、適正に除去され、是正されることとは可能である。

したがって、「裁判官・裁判員は、事実の認定を法廷に顕出された適法かつ適式の証拠によってのみ、その自由な心証をもって行う」等の両者共通の規定として、とりあえず裁判官・裁判員を信頼し、その責任感と良識のある判断に委ねるべきであろう。

次に、このような「偏向した犯罪報道を規制すべきである」という意見もある。しかし、報道の自由の保障は重要であり、報道に対する法的規制は定め難いであろう。ただ、裁判員あるいは裁判員候補者に予断や偏見を与えない報道がなされるべきと考えられる。この点、イギリスでは報道の一般的規制を行っていないが、「裁判所侮辱法」の判例において、「被疑者・被告人の人格の風評」、「特定の刑事事件の評価に関するコメント、または論評」、「被疑者・被告人によって自白がなされた事実及び自白の内容」という誤った判断を招く記述に限定して規制していることが参考になる。また、例えば、マスコミ、弁護士会、裁判所、裁判員協会等との間において報道の在り方についての協議会を設置する、裁判員の肖像権を保護するために、現在行われている開廷前のテレビ撮影は裁判員が入廷する前に行う等の措置も検討されてよい。

## 20 裁判員への接触禁止等

- 裁判員の守秘義務を規定する。
- 裁判員への接触禁止（贈収賄禁止含む）規定を設ける。
- 裁判員の安全保持に関する具体的規定を設ける。

## 1 裁判員の職務の公正さの確保

意見書では、「裁判員が、裁判官と同様、評議の内容等職務上知ることのできた秘密に関する守秘義務を負うべきこと」は当然であり、「その他、裁判員の職務の公正さの確保や、裁判員の安全保持などのためにとるべき措置についても更に検討する必要がある」とされており(105頁)、これらについての具体的制度設計が必要である。

## 2 裁判員の守秘義務について

裁判員は、裁判官と一体となって法定の審理に臨席し、評議して、その職務を遂行するものであり、その最終判断や結論は、判決によって示される。したがって、裁判員の評議・評決・判決やそのプロセスが非

公開とされるであろうから、これについて原則的に守秘義務を負うことには異論はなかろう。問題は、その対象や制裁内容等である。

例えば、裁判員の経験は非常に貴重であり、それをある程度明らかにすることは将来裁判員になる人に役立つであろうし、手続改革にも資する余地がある。また、他の人がどのような意見を有していたのかということを話すことは望ましくないとしても、自分自身がどのような意見を有していたのかということを明らかにすることは問題ないという考え方もありうるであろう。そこで、守秘義務の対象、制裁の有無や程度（ある事項については訓示規定とし、ある事項は刑罰の対象とする等の方法で制裁の内容を分ける）について、検察審査会法や陪審法等を参考しつつさらに検討する必要がある。

### 3 当事者等の接触禁止に関して

裁判員は裁判官と同様に、当該事件について中立公正であることが求められ、その活動が基本的には裁判所（法廷と評議室）に限られるから、裁判員が当事者（代理人・弁護人）と接触することも基本的には法廷の場での裁判手続に限られることになるのは当然である。そこで、例えば、「裁判員は、当該事件の当事者と法廷以外で接触してはならない」等の規定を設ける必要があるとも考えられる。

また、裁判員制度が実施されるのは重大事件であるから、報道関係者が取材目的で裁判員に接触するのではないかと危惧される。そこで、当事者が裁判員に接触することを禁止するとともに、当事者以外の者が裁判員に接触することを禁止する規定や裁判員あるいは裁判員候補者の個人情報の報道を禁止する規定も必要であろう。

これらの場合には、かかる規定の効力如何が問題となり、例えば、「どこかの飲食店を背景にして、裁判員と当事者が会っているように見える写真が、密かに撮られて、裁判所に接触があったとして提出される」等の規定違反の紛争が発生するとき、これをどのように判断し、その違反が審理に与える効果について検討する必要がある。例えば、このような場合、裁判員の関与した審理全体を無効にすべきかとか、上訴理由とすべきか等の議論が考えられる。

### 4 裁判員の買収禁止に関して

裁判員の中立公正に照らして、「裁判員の買収禁止」は当然であり、刑罰をもって禁止すべきである。例えば、検察審査会法45条は「検察審査員の職務に関し、検察審査員に不正の請託をした者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処す」としているが、裁判員についても、同旨の規定を設けるべきである。また、裁判員の地位について「その職務に関して公務員に準じる」等の規定を定めることで、刑法の贈収賄罪による規制も考えられよう。

### 5 裁判員の安全保持に関して

当事者を含む第三者が、裁判員に対して個別事件に関する脅迫をなすことも考えられるから、これも「裁判の公正を害する罪」として、一般事件より重く処罰する規定を設けて規制する必要があるのではないかと思われる。

## 21 裁判員制度をよりよい制度とするための刑事手続の改革

○代用監獄の廃止、取調べの可視化等自白中心主義の捜査の改革等刑事手続の改革がなされるべきである。

1 わが国の刑事司法が捜査・公判を通じて「自白」を中心に動いていることは紛れもない事実である。しかししながら、死刑再審無罪4事件はいよいよ及ぼす、近くは、1999年9月に事件以来25年目にして大阪高裁で無罪が確定した甲山事件、2000年5月に真犯人が現れたことによって無罪判決が言い渡された宇和島事件など、自白をめぐる冤罪事件は跡を絶たない。

しかし、捜査機関は、自白こそが証拠の王であり、また被疑者自身の「更生」と「社会復帰」の前提であるといった旧態依然たる伝統的観念に呪縛されており、そのために捜査機関による虚偽自白のチェック機能は作動せず、冤罪を引き起こすに至っている。「自白」獲得に腐心する捜査機関は、実際犯罪を犯したか否かが問われている状況の下で、執拗な被疑者の取調べを行って、「自白」を獲得することの危険性について全く無自覚である。

冤罪は、いまでもなく当該被告人のみならず、被害者をはじめ、事件に関与したすべての者を巻き込み、刑事司法に対する国民の信頼を失墜させたのであるから、その代償は限りなく大きい。

が国の刑事司法改革を論ずるにあたって、まず手をつけられるべきは、自白へ過度に依存した刑事手続の構造にあって、わが国の刑事司法改革は、ここから断行されなければならないのである。

2 わが国では、世界に類例をみない代用監獄がいまだに存置され、被疑者は検査官の支配下に置かれて自由を追求される仕組みになっている。これまでの多くの冤罪事件の例を出すまでもなく、この代用監獄こそが虚偽自白を倍加させて、冤罪の温床となっていることは極めて明らかである。

わが国の自白中心主義の手続を改革するための具体的方策としては、まず第一に代用監獄が廃止されなければならない。日弁連は、これまで長年にわたって代用監獄の廃止についても訴え続け、2000年までに廃止することを目指してきたが、遺憾ながら代用監獄は未だに廃止されずに存続している。

裁判員制度が採用され、刑事司法改革が行われるにあたって、いまこそ、代用監獄の廃止に向けた新たな取り組みが求められている。

3 意見書は被疑者の取調べの適正化を確保するために取調べ過程・状況の書面による記録化を義務付ける制度を導入することとしたものの、テープ録音・ビデオ録画や取調立会権は将来的な検討課題とするにとどまった。取調べ過程・状況の書面による記録化は、第一に記録する者が対立当事者である警察官であること、文書による記録はリアルタイムでなされないこと、その具体性、明確性、正確性において録音・録画に遠く及ばないことや同種の試みであった取調べ経過一覧表が一般化されていない経験等から、その程度では、取調べの可視化として決定的に不充分であることは多言を要しないところである。

真の検査の可視化は、取調べの全過程をテープ録音・ビデオ録画することであり、また弁護人の取調立会権を確立することである。この点は世界の先進国ではすでに採用されていることでもあり、わが国においても容易に実現できるところである。後述するように、国際人権規約（自由権）委員会からも勧告されている。

「裁判員制度」の導入にあたって、取調べの全過程のテープ録音・ビデオ録画の実施、ならびに弁護人の取調立会権を確立することの必要性について、なお強く要求していかなければならない。

4 国際人権（自由権）規約委員会は、1998年11月、わが国に対し、起訴前勾留制度を直ちに改革することなど被疑者・被告人の身体拘束の適正化をはかること（人質司法の改革）、代用監獄を廃止すること、密室における自白中心の検査を改善して、手続の公正化・透明化をはかること（自白中心主義の改善、検査過程の可視化、弁護人の取調立会権の確立）、証拠開示を実現して公判の活性化をはかること（公判審理の形骸化の改善）等を勧告した。国際人権（自由権）規約委員会の改善勧告は、わが国刑事手続のほぼ全領域にわたっており、このことはまさに、わが国の自白中心の刑事手続が、国際的な人権水準にてらして、いかにも前近代的なものであるかということを明確に指摘されたことを意味する。

意見書も「国際化への対応」を喧伝しているのであるが、そうであれば、国際人権の水準にてらして、わが国の刑事手続の改革を図らなければ平仄が合わないことになろう。裁判員制度の導入によって刑事手続の改革を前進させることができるのであれば、この機に国際人権（自由権）規約委員会の勧告に従って、代用監獄の廃止、取調べの可視化をはじめとする、わが国の自白中心主義の刑事手続の改革の実現をも強く訴え続けなければならない。

5 以上のこと以外にも、当然のことながら、以下の事項の検討は不可欠である。

ア 令状審査の厳格化について

イ 逮捕・勾留の期間あるいはその目的が被疑者の取調べにないことや身体拘束されている被疑者に取調べ受容義務がないことについて

ウ 勾留理由開示制度の拡充について

エ 弁護人・被疑者の検査（検査差押、検証等）立会権について

オ 検察庁の接見設備等の改善について

カ 起訴後の検査機関の補充検査の禁止について

キ 速記官制度の維持について

ク 犯罪被害者の権利と刑事手続との関係について

ケ 少年事件に対する配慮について

\*\*\*\*\*

## 「裁判員制度『たたき台』に対する意見」(抜粋) 2003年5月30日

### 7 裁判員制度の問題

#### (2) 裁判員等の秘密漏洩罪

裁判員又は補充裁判員が、評議の経過若しくは各裁判官若しくは各裁判員の意見若しくはその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らし、又は合議体の裁判官及び他の裁判員以外の者に対しその担当事件の事実の認定、刑の量定等に関する意見を述べたときは、〇〇円以下の罰金に処するものとする。

裁判員又は補充裁判員の職にあった者が、正当な理由なく、評議の経過若しくは各裁判官若しくは各裁判員の意見若しくはその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、〇〇円以下の罰金に処するものとする。

(ただし、各裁判官もしくは各裁判員の意見を、その意見を述べた者が特定される方法で明らかにする場合を除き、有罪判決については、守秘義務の期間を限定するものとする)。

#### 【意見】

「たたき台」の案を上記のとおり修正すべきである。

#### 【理由】

裁判員、補充裁判員又はこれらの職にあった者の守秘義務の内容については、先述（3（2）裁判員及び補充裁判員の義務【理由】ii以下）のとおりである。

なお「その他職務上知り得た秘密」は、その内容が不明確であり、慎重な検討が必要である。

違反に対する制裁としては、懲役刑は重きに過ぎるので、罰金刑が妥当である。

### 8 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置

#### (1) 裁判員等の個人情報の保護

ア 訴訟に関する書類であって、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者の氏名以外の個人情報が記載されたものは、これを公開しないものとする。

イ 何人も、その本人の了解なく、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者の氏名、住所その他のこれらの者を特定するに足る事実を公にしてはならないものとする。

#### 【意見】

「たたき台」のアは賛成する。

「たたき台」のイは、本人の了解がある場合を除外すべきである。

#### 【理由】

「たたき台」のイについて、当該裁判員などが自ら氏名などを公表することまで禁止される趣旨であれば、行き過ぎである。また本人以外の者が公にする場合でも、本人の同意があれば可とすべきである。違反に対して制裁を科さないことについては賛成する。

#### (2) 裁判員等に対する接触の規制

何人も、裁判員又は補充裁判員に対して、その担当事件に関し、その任務終了まで、接触してはならないものとする。

#### 【意見】

「たたき台」のア前段については賛成する。残りの部分は削除すべきである。

#### 【理由】

審理継続中は、ア前段のような包括的な接触の禁止も必要と考えられる。判決言渡後についても一律に接触を禁止するアの後段は疑問であり、少なくとも報道目的による場合や学術研究の目的による場合には、判決言渡後の接触禁止を解除する制度も検討されるべきである。また、さらに、一定期間経過後は接触の禁止を解除するのが妥当である。

アの違反に対して制裁を科さないことについては賛成する。

イについて「接触すると疑うに足りる相当な理由」では、濫用され、これを口実に保釈や接見が制限されるおそれがあり。仮に何らかの規制が必要であるとしても、要件をより厳格にすべきである。

(3) 裁判の公正を妨げる行為の禁止

裁判の公正を妨げる行為の禁止規定はもうけないものとする。

【意見】

「たたき台」の案に反対する。

【理由】

アの「事件に関する偏見を生ぜしめる行為」や「裁判の公正を妨げるおそれのある行為」という概念は、極めて抽象的で広範である。そのため、その実効性には疑問がある反面、正当な弁護活動や論評などもこれらの行為に該当するとして、規制される余地がある。

イは、特に報道機関を対象とした義務規定であり、事件報道に対する規制の根拠となり得る。制裁は予定されていないようだが、報道の自由に対する抑制となることを考えれば、あえてイのような規定を置くことには弊害が大きい。現在の事件報道に対しては、事件関係者の人権に対する配慮が不十分とする批判はあるが、それについては、法的規制ではなく、報道機関側の自主的な規制によって対応されるべきである。

## 資料viii 日本新聞協会

## 「裁判員制度に対する見解」2003年5月15日

日本新聞協会は、司法制度改革推進本部事務局から提示された「裁判員制度のたたき台(原案)」について議論した。その結果、原案には憲法で保障された「表現の自由」を実質的に制限する内容があり、このままでは刑事事件ならびに裁判の取材・報道が制約を受け、国民の「知る権利」に応えられなくなる恐れが大きい、との結論に達した。それは今回の改革がめざす最大の目的の一つである「開かれた司法」の実現の障害にもなると考える。以下、論点ごとに当協会の見解を述べる。

## 【総論】

制度設計にあたっては、「開かれた司法」の実現という観点から、「表現の自由」「報道の自由」に十分配慮することを求める。

## &lt;理由&gt;

司法制度改革審議会などの論議でも繰り返し指摘されてきたように、日本において国民と司法との距離は遠く、今回の諸改革についての国民一般の理解も決して深いとはいえない。メディアはこれまで、国民と司法の間に横たわるこの溝を埋める役割を果たしてきたが、その使命はますます大きくなるものと予想される。

裁判員制度に関しても、この新しい試みが社会に定着し、国民が進んで裁判員としての役目を果たすには、十分な情報が伝えられ、制度が公正・透明なルールの下に運営されていると理解されることが不可欠である。にもかかわらず、今回示された「たたき台」にはそうした観点が見受けられず、情報公開に関して極めて閉鎖的な制度設計になっている。この基本的なスタンスを見直すことが求められる。

## 【「裁判員等の個人情報の保護」について】たたき台 8(1)

ア 訴訟に関する書類であって、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者の氏名以外の個人情報が記載されたものは、これを公開しないものとする。

イ 何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者の氏名、住所その他のこれらの者を特定するに足る事実を公にしてはならないものとする。

個人情報をすべて非公開にするような制度設計にはしないよう見直しを求める。

## &lt;理由&gt;

裁判員に対する脅迫や嫌がらせなどは公正な裁判を行ううえであってはならないことであり、個人情報の取り扱いに慎重を期す必要があることは理解できる。しかし、どういう人が裁判員になり、どのような判断に加わったかが全く明らかにされなくては、「公正な裁判が行われている」という社会的信頼を得ることはできず、制度の定着にも結びつかない。国民の司法参加の一形態であり、半世紀以上に及ぶ実績がある検察審査会に審査員の氏名等の公表を禁止する規定がないことも踏まえ、さらに検討を深めるべきである。

## 【「裁判員等に対する接触の規制」について】たたき台 8(2)

ア 何人も、裁判員又は補充裁判員に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする。何人も、知り得た事件の内容を公にする目的で、裁判員又は補充裁判員であった者に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする。

イ 裁判員又は補充裁判員に対し、面会、文書の送付その他の方法により接触すると疑うに足りる相当な理由があることを被告人の保釈不許可事由及び接見等禁止事由とするものとする。裁判員又は補充裁判員に対し、面会、文書の送付その他の方法により接触したことを被告人の保釈取消事由とするものとする。

裁判員を退いた人にまで接触禁止の網をかけるべきでない。

## &lt;理由&gt;

裁判の公正を保つために、利害関係者らによる裁判員への接触を禁止しなければならない必要性は理解

できる。しかし、裁判員を退いた人に対してまで一律に接触禁止とすることには弊害が多い。裁判員を経験しての感想や提言などを語ってもらうことは制度を定着・育成していくうえで不可欠であるし、裁判の経緯を事後の検証することが必要な場合もある。よって、「たたき台」アの後段の「何人も、知り得た事件の内容を公にする目的で、裁判員又は補充裁判員であった者に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする」は削除すべきである。前段の「何人も、裁判員又は補充裁判員に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする」については、検討の余地があると考える。

#### 【「偏見報道禁止」等の規定について】 たたき台 8(3)

- ア 何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめる行為その他の裁判の公正を妨げるおそれのある行為を行ってはならないものとする。  
イ 報道機関は、アの義務を踏まえ、事件に関する報道を行うに当たっては、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめないように配慮しなければならないものとする。

全面削除を求める。

#### <理由>

メディアの取材・報道には「国民の知る権利」に応えるという重大な使命がある。特に、裁判員制度が対象とする重大事件に関する報道は国民の関心が強く、そしてその関心は自然なものである。また、メディアは、事件報道を通じ、国民の必要な情報を提供し、平穏な市民生活を守るうえでも重要な役割を担っている。新たな裁判員制度によって、これまで国民に提供されてきた、国民の生命、財産を守る情報が国民から遮断されではない。

翻って本規定は、たとえ訓示規定であっても実質的に事件・裁判に関する報道を規制するものになりかねないうえ、何をもって「偏見」とするのかも明確でない。恣(し)意的な運用を導く恐れの強い規定であり、表現の自由や適正手続きを定めた憲法の精神に触れる疑いがある。

確かにメディアは、捜査当局の発表に流されたり、無実の市民を容疑者扱いしたりするなどの誤りも過去に例がないわけではない。しかし裁判員制度の下では、先入観を捨て、あくまでも法廷に現れた証拠と法に基づいて判断するよう裁判員を適切に導くのが、裁判官をはじめとする法律専門家の役目であるはずだ。報道側もこれまでに寄せられた批判や反省を踏まえて、▽事件報道に関する指針を定める▽関係者からの苦情申し立てなどに応じるため、外部識者らをメンバーとする報道検証機関を設ける▽新聞倫理綱領を改訂し、集団的過熱取材の回避策を講じる一などの対応をとり、努力を積み重ねてきている。

こうした諸事情を考慮すれば、ことさら本規定を設ける必要はないと考える。

#### 【「裁判員等の秘密漏洩罪」について】 たたき台 7(2)

裁判員、補充裁判員又はこれらの職にあった者が評議の経過若しくは各裁判官若しくは各裁判員の意見若しくはその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らし、又は合議体の裁判官及び他の裁判員以外の者に対しその担当事件の事実の認定、刑の量定等に関する意見を述べたときは、〇年以下の懲役又は〇〇円以下の罰金に処するものとする。

守秘義務が課せられる内容の範囲や期限をより明確にするよう求める。

#### <理由>

裁判の公正を保ち、関係者のプライバシーを保護するうえで守秘義務は必要だと判断する。しかし、【8(2)】に関する部分でも触れたように、裁判の公正さを担保し裁判員制度を定着させるには、制度への不断のチェックが必要不可欠だ。評議が適切に行われたかどうかは、上訴理由にもなりうる。守秘義務が広範に課せられては、裁判がどのように行われたのかを事後検証することは極めて困難になる。守秘義務の範囲・期限を特定すべきである。

#### 【報道機関による自主ルール制定について】

当協会加盟各社は、裁判員制度の導入を想定して取材・報道指針を作成する用意がある。その中では、評議中の裁判員への接触取材や裁判員の特定につながる個人情報の報道などは原則自粛する方向になると

考えている。また、こうしたルールを協会加盟社だけで定めても実効性が担保されないため、同様の取り決めを制定・順守するよう日本民間放送連盟や日本雑誌協会と協調していく所存である。

＜注＞ ここで取り上げたのは、もっぱら「たたき台」の7と8にかかるものだが、「たたき台」の文言だけでは趣旨がはっきりしない部分や、1~6に関する制度設計が固まらなければ意見を表明できない部分もある。議論の進展によって当協会の意見も変わりうるものであることを付記する。また、この「見解」は、裁判員制度の是非を論じたものではなく、裁判員制度が導入された場合に備えて検討したものであることも付け加える。

以上

### 「裁判員制度に対する見解」参考資料

#### 「事件・裁判報道がいかに社会にとって重要な役割を果たしてきたか」

##### (1) 疑惑を掘り起こし、事件の全体像を国民に明らかにして、政治を動かした調査報道

###### ◆リクルート事件

1988年6月、リクルートがグループ企業の未公開株を川崎市助役(当時)に譲渡していたことを朝日新聞が報道した。以後、同じように未公開株が政治家、官僚、財界などに幅広くばらまかれていた実態を次々と明らかにしていった。報道が先行する中で、国会での調査も始まり、東京地検特捜部も捜査に着手した。捜査は、政界、旧労働・文部両省、NTTの4ルートにまたがり、政治家2人を含む計12人が起訴された。一連の疑惑では、リクルート側が株を譲渡した相手は、政官界関係者26人をはじめ70人以上にのぼり、当時の竹下首相が退陣し、政界再編のきっかけともなった。

一連の報道は、当時、神奈川県警が川崎市助役の汚職事件の立件を断念したのを受け、朝日新聞横浜支局デスクが「(疑惑は)われわれが書かなければ、永遠に埋没する。思惑やイデオロギーを抜きにして、表に出にくい社会悪に挑むのが新聞の使命だ」と判断。支局員たちがこの言葉を受け、捜査当局の調べに頼らず、新聞の責任において取材・報道するという「調査報道」を始めたのがきっかけとなった。

記者たちは、株の勉強、謄本など基礎資料の収集と分析など地道な作業をする一方、株を譲り受けたとされる政官財関係者に何度も通い、粘り強く話を聞き出す中で、「ぬれ手に栗」の手法と事実を国民に提示していった。また、その後も事件や裁判などの進行と並行して新たな事実や問題点を掘り起こす形で記事が展開されていった。

新聞の調査報道がなければ、国民には疑惑の全体像が明らかにされなかっただけでなく、疑惑そのものが表面化しなかった可能性がある。事実の発掘という新聞の役割と重要性を改めて示したもので、「政治とカネ」の問題を社会に問いかけた報道だった。

###### ◆業界研汚職事件

鈴木宗男をめぐる事件に先立ち、東京地検特捜部は2002年初め、建設コンサルタント会社「業界都市開発研究所」による公共工事の口利きをめぐる汚職事件を摘発した。この事件では、茨城県の2人の現職市長と元運輸官僚の現職の徳島県知事が収賄罪で起訴された。

東京新聞では、事件摘発の1年ほど前から独自の取材で疑惑をつかみ、慎重な裏付け取材の後、事件化に先立って疑惑を報道。あわせて立件されなかった仙台市や山形県発注の公共工事をめぐる口利き疑惑、談合疑惑についても詳報した。

取材では、完全否定や取材拒否、訴訟を引き合いに出した圧力などがあったが、公共工事をめぐる口利き疑惑は、この後、鈴木宗男事件、井上裕参院議長の秘書をめぐる汚職事件と相次ぎ、先鞭となつた。仙台市発注の公共工事をめぐる談合疑惑についても、新聞報道から数か月後、公正取引委員会がゼネコン各社の立ち入り検査に踏み切っている。

##### (2) 檢察の対応を批判し、新法を生んだキャンペーン報道

### ◆片山隼君事故

98年4月、毎日新聞は「二男奪ったダンプ 不起訴なんて」の見出しで、小学生だった片山隼君が交通事故死した問題を報じた。記事は、遺族に十分な説明のないまま、短期間の検査でダンプカーの運転手を不起訴処分にした検察の対応に疑問を投げかけるものだった。その後も継続的なキャンペーン報道を続け、(1)事件の被害者対策の遅れ(2)交通事故の検査や事件処理の欠陥——などを明らかにしていった。検察当局も、事件の再検査に乗り出し、運転手は業務上過失致死罪で一転して起訴され、有罪が確定した。このキャンペーン報道がきっかけになり、刑事手続き運用の見直しや犯罪被害者保護法成立などの動きに結びついた。しかし、いったんは刑事訴追を免れた運転手に対する不起訴処分を問題視し、再検査を促す内容のキャンペーン記事は、「偏見報道」の範疇に入ると判断される可能性がある。

### (3)「裁判」の問題を洗い出した連載

#### ◆連載企画「検証最高裁判所」「変われ！裁判所」

これまで毎日新聞は、90年11月に「検証最高裁判所」、1999年12月～2001年6月に4部にわたって「変われ！裁判所」などの企画を連載してきた。いずれも、普段あまり批判の目にさらされることが少ないものの、一般市民にとって必ずしも十分な機能を果たしているとは言えない「司法」「裁判所」について、市民の視点から検証し、望ましいあり方を提言していくのが企画の狙いだった。その中では、(1)行政寄りの判決(2)市民の声に耳を貸さない裁判官(3)閉塞(そく)した人事(4)市民的自由の少ない裁判官——などの問題を取り上げてきた。検証で欠かせなかったのが、現職や元職の裁判官への取材であった。もちろん裁判所を擁護する意見が多い中で、「裁判所がどこに向いて仕事しているのか、疑問を感じたことがある」「どれだけ事件を処理したかが勤務評定につながり、心理的な強制だった」と率直に問題点を打ち明けてくれた裁判官も少なくなかった。国の機関が適正に機能しているかどうかは、メディアが常時監視し続け、検証していく必要があり、そのためには当事者への取材が不可欠である。ところが、裁判員への接触が禁じられると、こうした報道が制限される恐れがある。

### (4)裁判の不備をえぐり、えん罪を明るみにした追跡取材

#### ◆弘前大教授夫人刺殺事件

昭和24年8月6日夜、弘前市内の弘前大教授宅で、教授夫人が就寝中に刺殺され、22日に那須隆さんが逮捕された。那須さんは一貫して無罪を主張し、一審・青森地裁弘前支部は「証拠不十分」で無罪としたが、二審・仙台高裁は着衣の血液鑑定をもとに、懲役15年を言い渡した。最高裁は昭和28年2月、那須さんの上告を棄却して実刑が確定した。服役後の昭和38年、仮釈放された。

昭和46年5月、読売新聞記者が宮城県の刑務所に入っていた男性から、「医療施設で真犯人と一緒にになり、『俺が殺した』と言っているのを聞いた」との情報をキャッチ。真犯人と名乗った人を直接取材して裏付けをとり、「那須さんは無罪」との報道を行なった。その後、真犯人と名乗った人の就職の世話をするなど地道な取材活動で人間関係を作り上げた。

一方で、那須さんの弁護士とも協力して5年9か月にわたる追跡取材を実施。新事実を次々と明らかにした。那須さんは仙台高裁に再審を請求し、昭和51年に再審開始。翌52年2月に無罪判決を勝ち取った。

厳格な審理であっても人間の裁きである限り、そこには事実誤認があることを示した事件で、記者の地道な取材が、無罪という真実を導き出した。

### (5)北朝鮮の国家犯罪を暴いた追跡取材

#### ◆北朝鮮拉致事件

昭和55(1980)年1月7日の産経新聞の朝刊紙面で、当時の社会部記者の取材、執筆による「アベック3組ナゾの蒸発」の記事を1面トップおよび第1、第2社会面で報道した。

この記事は昭和53年夏に相次いた福井(地村保志さん、富貴恵さん夫妻)、新潟(蓮池薰さん、祐木子さん夫婦)、鹿児島(市川修一さん、増元るみ子さん)の三つの行方不明事件と、富山のアベック拉致未遂事件の事件前後に外国を発信源とする工作員連絡用の怪電波の傍受密度が上がったことや、事件現場から外国製の遺留品が見つかったことをあげて関連づけたうえで、「外国情報機関が関与？」などとして報じたものだった。

その後、大韓航空機爆破事件翌年の63年1月15日には、爆破犯人の金賢姫が、北朝鮮の工作員に、日

本から拉致された女性「李恩恵」の存在を明らかにし、産経はじめ、各紙が大々的に報じた。さらに産経新聞は平成9(1997)年2月3日、横田めぐみさんの失踪が、北朝鮮による拉致の疑いが強まったことを報道した。

昨秋の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人拉致を認め、曾我ひとみさんら5人が帰国し、産経新聞の報道が裏付けられた。

20年にもおよぶ息の長い追跡取材で国家犯罪を暴いたキャンペーン報道だった。

#### (6) 神奈川県警が隠していた不祥事を明るみに出し、警察改革につながった報道

##### ◆神奈川県警をはじめとする警察不祥事

1999年9月、神奈川県警厚木署集団警ら隊の集団暴行事件と相模原南署の元巡査長による女子大生脅迫事件が時事通信社の報道によって明らかになり、神奈川県警の不祥事に火が付いた。いずれも当時の県警幹部は内々に処分し、事件化しなかっただけでなく、記者会見で虚偽発表を繰り返した。県警の隠ぺい体质に批判が集中し、県警本部長が虚偽発表の責任を取り辞職。県警や地検が再捜査した結果、両事件で計3人が起訴され、いずれも有罪判決が確定した。

その後も、元警部補の覚せい剤使用疑惑で時事通信社の報道による追求の結果、「陽性」の尿検査結果が出ていたにもかかわらず、当時の県警本部長ら幹部が組織ぐるみで隠ぺいしていたことが発覚。報道を受けて県警に特別調査チームが編成され、再捜査により、当時の本部長や現職のキャリア警察官を含む9人が書類送検され、横浜地検はうち5人を犯人隠避罪などで起訴、すべて有罪判決が確定した。このほかにも警察官による痴漢、暴行、女性警察官脅迫などが明らかになり、刑事責任を問われることになった。

これを機に、新潟、埼玉、栃木県警などでも報道によって不祥事が発覚。警察への国民の不信と批判が高まる中、警察刷新会議が組織され、警察法を改正し、公安委員会の監察機能の強化、市民からの苦情への回答義務化、キャリア制度の見直しなどが行われた。

これらの事件を通じて明らかになったのは、警察の根深い隠ぺい体质と世間の常識からかけ離れた内輪の論理であり、報道なしにはその是正はありえなかった。

以上

\*\*\*\*\*

日本新聞協会編集委員会『裁判員制度の取材・報道指針』について 2003年9月10日

司法制度改革推進本部殿

日本新聞協会は、司法制度改革推進本部が制度設計を進めている「裁判員制度」が導入された場合を想定して、加盟各社の取材・報道の際のガイドラインとなる「裁判員制度の取材・報道指針」の制定に向けて協議している。

裁判員制度が社会に定着するためには国民に、制度が公正・透明なルールの下に運営されていると理解されることが不可欠である。それには「報道の自由」「国民の知る権利」が守られなければならない、あらゆる権力から独立したメディアが存在して初めて、それが保障される。従って、「公正な裁判」を担保するうえでも重要な報道のあり方は、メディア側の自主的な取り組みによって追求していくべきだと考えている。

「表現の自由」「報道の自由」は、「国民の知る権利」に応える民主主義社会の根幹でもあるからだ。

この自主的な取り組みの一つが、裁判員制度の取材・報道に関する指針の制定であり、裁判員制度の骨格がまとまった時点でさらに検討し、最終的には、各社の取材・報道のガイドラインとなる指針を決定する。

今後、日本民間放送連盟や日本雑誌協会とも連携して、公正な裁判を実現し国民の知る権利にも応えられる環境整備を図るとともに、法曹3者や裁判員経験者との協議の場の設定に努めていく。相互の立場の理解を深めることは、裁判員制度と報道の関係を成熟させていく最善の方策だと考えるからだ。

また、新聞協会は、推進本部が示した裁判員制度の原案(たき台)中の「偏見報道の禁止」規定については全面削除を求めていく。この規定は、たとえ訓示規定であっても実質的に事件・裁判に関する報道を

規制するものになりかねないうえ、何を持って「偏見」とするのかも明確でない。恣(し)意的な運用を導く恐れの強い規定であり、表現の自由や適正手続きを定めた憲法の精神に触れる疑いがある。

新聞協会はこれまで、新聞倫理綱領を改定し、集団的過熱取材の見解を公表して人権・プライバシーに配慮してきた。加盟各社も、それぞれ人権に配慮した取材・報道を行ってきた。外部識者らをメンバーとする報道検証機関を設けた社も多い。今後も、加盟各社は、こうした取材・報道姿勢が国民の理解を得られるよう、一層の努力を重ねていくだろう。

裁判員制度の取材・報道においても、裁判の公正さを尊重し、報道倫理を守っていくことはいうまでもない。

これまでの協議では、「評議中の裁判員への接触取材や裁判員の特定につながる個人情報の報道などは原則自粛する」方向でまとまっている。裁判員制度の取材・報道指針をめぐる、現時点での協議状況をまとめた。

#### <協議状況>

##### ①裁判員、補充裁判員の個人情報の保護について

- ・裁判員、補充裁判員の氏名、住所など、その人物を特定できる個人情報は、原則として裁判終了までは報道を控える。
- ・裁判終了後に、元裁判員らの氏名や住所を報じるか否かについては、本人の意向を尊重する。
- ・裁判員候補者については、選定手続きが終わるまで氏名、住所など本人を特定する情報は報道しない。

裁判員、補充裁判員に選ばれなかった人の個人情報については、本人の意向を尊重する

##### ②裁判員等への接触禁止について

- ・裁判の公正を守るために、裁判員が選任されてから一審判決が言い渡されるまで、原則として裁判員等への直接取材や取材の働きかけは行なわない。

##### ③協議機関について

- ・裁判員制度をめぐる取材・報道の問題については、原則として当該社と地裁の対応である。問題が全報道機関に及ぶ場合、協議機関は当該記者クラブとする。

なお、新聞協会は、裁判員制度の是非については論議しておらず、協議状況のまとめも、あくまで裁判員制度が導入された場合を想定したものであることを付記する。

以上

## 資料viii 日本民間放送連盟

日本民間放送連盟報道委員会「裁判員制度と取材・報道との関係についての意見」2003年5月15日

われわれ民間放送事業者は報道機関として、国民の「知る権利」に応えて、民主主義社会の健全な発展のため、公共性、公益性の観点に立って事実と真実を伝えることを目指している。司法制度改革が、国民に開かれた司法をめざしていることは、情報の自由な流れを重視するわれわれの基本的な立場と一致している。また、司法の国民的基盤を強固なものとするために、広く一般の国民が刑事重大事件の裁判に関与する裁判員制度が構想されていることの重要性も理解している。しかしながら、司法制度改革推進本部事務局が「裁判員制度・刑事検討会」に提出した「裁判員制度について」と題するたたき台（以下、たたき台）は、取材・報道の自由の観点から看過できない重大な問題がある。このままのかたちで制度がつくられた場合、「開かれた司法」との司法制度改革の基本理念に反することになりかねない。以下、「報道の自由」を保障し、発展させていく観点から、意見を述べる。

### 1. 基本的な考え方

裁判員制度の設計に当たっては、「司法と国民との接地面が太く広くなり、司法に対する国民の理解が進み、司法ないし裁判の過程が国民に分かりやすくなる」（司法制度改革審議会の意見書）ことをめざすべきだ。このことは国民を裁判に参加させることだけで完成はしない。裁判に参加した一般市民の経験を社会にフィードバックしていくことがきわめて重要である。真に国民に開かれた司法を実現するためには、国民のリーガルマインドをさらに高める必要があり、その意味から報道の果たすべき役割は大きい。また、裁判の公正さを確保するためにも、裁判手続きの透明性を高めることをより重視すべきである。単に法曹関係者の間で透明性が担保されるだけではなく、報道機関の活動によって広く公衆に知られ、監視されることが不可欠だ。われわれは、「国民の司法参加」と「裁判手続きの透明性の確保」の2つの観点から、裁判員制度による裁判に関しても、公開性が最大限担保され、自由な取材・報道が行われるべきだと考えている。

### 2. 事件報道との関係について

たたき台8-(3)に記載された、「偏見を生じせしめる行為」とは、具体的にどのようなことをしているのか、きわめてあいまいであり、8-(3)は削除すべきだ。報道に配慮を求める8-(3)-イについていえば、現在の事件報道は、事件発生段階から取材・報道が始まり、容疑者の逮捕・起訴、そして初公判から判決、判決の確定まで、継続的に行われている。裁判員制度が導入されたからといって、こうした一連の取材・報道に規制が加えられることがあってはならない。われわれは、こうした一連の取材の過程で、容疑者・被告であっても、推定無罪の原則を尊重して取材・報道を行っている。にもかかわらず、こうした報道が「偏見を生じせしめる」というのであれば、裁判員はテレビ・新聞などを一定期間、全く自にしてはならないことになるが、現代の情報化社会においては不可能だ。したがって、裁判員が予断や偏見にとらわれずに裁判を行うようにするために、参加する裁判官が裁判員に対して、法廷で採用された証拠のみに基づいて、事実認定し、量刑を決めるよう常に指導していくことで対応すべきである。また、裁判員等に事件に関する偏見を生ぜしめる行為を万人について禁止する8-(3)-アも問題だ。そもそも現行の職業裁判官に対する働きかけについては何の法的規制がないにもかかわらず、裁判員についてのみこの規定を設ける必要はあるのか。この一般的な規制が表現の自由・報道の自由を制約する危険性も考え、見直すべきだ。さらに7-(3)-イで、事件の審判に影響を及ぼす目的で、裁判員又は補充裁判員に対し、担当事件に関する意見を述べたり、情報を提供した者への罰則が規定されているが、このような抽象的規定では、通常のニュースや番組もこれに含まれると解釈されるおそれがある。構成要件をより厳格にして、報道の自由が侵される可能性をなくす必要がある。

### 3. 裁判員等への取材と報道について

たたき台どおりの制度がつくられた場合、国民から選ばれた裁判員は、法廷で着席している姿を傍聴人が目撃する以外、一切公衆の面前に現れず、その氏名のみが公表される“幽霊”的な存在となりかねない。公正な裁判の実施のために、公判中の裁判員に関する取材や報道は原則として慎まれるべきだが、公

判後においては裁判員経験者の発言する権利とそれに対応する取材の自由が確保されるべきだ。裁判員制度は国民参加型の司法制度であり、裁判員になって感じたこと、経験したことが社会的に共有されることが重要である。それによって、この制度の在り方を、常に市民の間で議論し、裁く側・裁かれる側が納得できるより良い制度に発展させることができる。例えば、仮に制度の趣旨に反し、職業裁判官が裁判員に一方的に自己の見解を押し付けることが慣例化されるような事態が起きていても、これが公のものとならなければ、制度を改善するための契機が失われることになる。主権者である国民には、裁判員制度の是非を判断するために必要な情報を「知る権利」がある。したがって、次のとおり、秘密保持のあり方、裁判員の個人情報の開示、裁判員への接触の禁止などについては、公判中と公判後を明確に区別して制度をつくる必要がある。

#### 〈裁判員等の秘密漏洩罪について〉(たたき台7-(2))

たたき台では、裁判員等に対して、包括的に「その他職務上知り得た秘密」の漏洩について、また、公判後においても罰則付きの守秘義務を課している。「たたき台」のとおりであれば、裁判員を経験した国民は公判後も「内容を話すと刑事罰を課せられる」というプレッシャーの下におかれようになり、相当な精神的負担となる。裁判員への負担を軽減するためにも、秘密とすべき範囲をできる限り明確にし、かつ限定的なものとすべきだ。また、公判後においてまで懲役刑つきの罰則を設ける必要があるかどうかも検討すべきだ。

#### 〈裁判員等の個人情報の保護について〉(たたき台8-(1))

公判中については、事件の当事者・関係者から抗議や危害を加えられるおそれがあり、公正な審理を確保する観点から氏名以外の個人情報に一定の保護が必要な場合も想定される。しかし、公判後においては、本人が特定されるような情報を報道してよいかどうかの判断は、裁判員経験者本人にゆだねるべきだ。

#### 〈裁判員等への接触禁止について〉(たたき台8-(2))

裁判員等への接触禁止は、報道機関にとっては取材の禁止を意味する。公判後においては、裁判員等経験者への取材を認める必要がある。たたき台8-(2)-アの後段は削除すべきだ。なお、公判中であっても、例えば、裁判員が担当事件に関して関係者から脅迫等被害を受けたり、請託を受けていることが発覚した場合、また有名人が裁判員に選ばれ本人が了解している場合などは、例外的に取材を行うことはあり得るし、容認されるべきだ。

### 4. 報道界の自律的取り組みについて

裁判員制度の導入にあわせて、取材・報道に関する新たなルールづくりの必要があるとわれわれは考えている。われわれはこれまで、放送による権利侵害を救済するための自主的第三者機関であるBRC(放送と人権等権利に関する委員会)の設置や、集団的過熱取材による被害の発生を防止するための対策、無罪推定の原則を尊重すべきことを定めた民放連・報道指針の制定など、さまざまな自律的な取り組みを行っている。裁判員制度の設計にあたっては、法律による規制・制限は最小限なものとし、可能な限り報道界の自律的取り組みにゆだねるべきだ。その際、新聞協会や雑誌協会などと連携しながら、民放連として裁判員等への取材のルールなどについては自主的な指針を定める用意がある。

おわりに

陪審制をとる英国の控訴院裁判官は「私たちは裁判官として、公開法廷の原則、さらに司法の運営が公開され、その手続きと結果が共に監視を受けなければならない理由を十分認識している。これらを社会全般に正確に伝える任務は、メディアの関係者によって遂行される。彼らの努力がなければ、理論上はともかく、裁判手続きは事実上閉ざされたものになるだろう」(英國編集者協会「刑事法院の報道制限に関するガイドライン」の序文、2000年5月)と述べているが、たたき台が提示している裁判員制度はこうした「開かれた司法」という思想からはかけ離れたものとなっている。今後、裁判員制度・刑事検討会において、広範な国民各層の意見に直接耳を傾け、法曹関係者中心の視点から脱却した根本からの検討が行われることを切に望む。

#### (参考資料)

民放連・報道指針(1997年6月制定)

集団的過熱取材への対応について(日本民間放送連盟、2001年12月)

放送と人権等権利に関する委員会(BRC)パンフレット

\*\*\*\*\*

日本民間放送連盟報道委員会「裁判員制度に伴う取材・報道上の自律的取り組みに関する考え方について」  
2003年9月10日

司法制度改革推進本部御中

### 1. はじめに

日本民間放送連盟は、本年5月15日に「裁判員制度と取材・報道との関係についての意見」を発表、翌16日に司法制度改革推進本部の「裁判員制度・刑事検討会」によるヒアリングを受け、意見を述べました。その際、裁判員制度に関する司法制度改革推進本部の「たたき台」には、「取材・報道の自由の観点から看過できない重大な問題がある」と強い懸念を表明する一方で、「民放連として裁判員等への取材のルールなどについては自主的な指針を定める用意がある」とも述べました。ヒアリング時点では「たたき台」の公表から2ヵ月ほどしかなかったため、自主的な指針の具体的な内容を示すことができませんでしたが、その後、精力的な検討を行った結果、以下のように現時点での考え方を整理いたしました。

### 2. これまでの自律的取り組み

日本民間放送連盟はこれまでに、放送による権利侵害を救済するための自主的第三者機関であるBRC（放送と人権等権利に関する委員会）の設置や、集団的過熱取材による被害を防止するための対策などさまざまな取り組みを行い、実績を上げています。

また、平成9年には「日本民間放送連盟 報道指針」を制定し、加盟全社はこれを規範として報道に努めています。「日本民間放送連盟 報道指針」は前文で、「民間放送の報道活動は、民主主義社会の健全な発展のため、公共性、公益性の観点に立って、事実と真実を伝えることを目指す。民間放送の報道活動に携わる者は、この目的のために、市民の知る権利に応える社会的役割を自覚し、常に積極的な取材・報道を行うとともに、厳しい批判精神と、市民としての良識をもち、ジャーナリストとしての原点に立って自らを律する。この活動は、市民の信頼を基礎として初めて成立する。」とし、1. 報道の自由、2. 報道姿勢、3. 人権の尊重、4. 報道表現、5. 透明性・公開性の5項目のルールを制定しています。

われわれは、こうした自律的取り組みをさらに徹底することによって、いずれも憲法上の重要な価値である「報道の自由・国民の知る権利」と「公正な裁判」はバランス良く実現することが可能であると確信しています。

### 3. 裁判員に関する取材・報道についての指針

制度設計の詳細が未確定なため確定した考えを示すことは困難ですが、現段階での基本的考え方を整理したところ、「裁判員に関する取材・報道についての指針」には、次のような項目が含まれることになると考えております。

- ①公判中の裁判員への取材は原則として行わない。
  - ②公判中の裁判員に関して個人を特定するような報道は原則として行わない。公判後における裁判員経験者の個人情報の取り扱いは本人の意思を尊重する。
  - ③取材・報道に関し検討すべき課題が生じた場合は、裁判所と十分協議する。
- 裁判員は人の刑罰を決する公人としての性格を持ちますので重要な取材対象となります。一般国民から無作為で選ばれるという性格上、相当の配慮が必要と考えております。上記の指針は、今後、法曹界とも意見交換をしながら、よりよいものに高めていきたいと考えております。また、新たな制度の下で取材・報道指針を徹底するために、繰り返し組織的な記者教育を行う用意もあります。メディア全体での実効性を担保するためにも、日本新聞協会と協調して自主的な取り組みを行うとともに、日本雑誌協会にも協力を求めていきます。

### 4. 事件報道に関する自主的取り組み

「民放連・報道指針」の中には、裁判員制度と密接に関係するものとして、「犯罪報道にあたっては、無

罪推定の原則を尊重し、被疑者側の主張にも耳を傾ける。取材される側に一方的な社会的制裁を加える報道は「壁」としております。これは、いわゆるロス疑惑事件の報道や松本サリン事件の報道などについての真剣な反省の結果生まれたものです。この条項は民放各社が個別に作成している「報道ガイドライン」にも反映されております。最近の数年間に民間放送の事件報道は変化を遂げているものと考えておりますが、裁判員制度が導入された場合には、この趣旨をより徹底していかないと考えます。

ヒアリングで述べたとおり、「たたき台8—(3)」にある「事件に関する偏見を生ぜしめないように配慮」との規定は、こうした自律的取り組みの実績を踏まえると、不要であるばかりか、極めて害の大きいものといわざるを得ません。全面的に削除されるべきです。

われわれは犯罪・事件報道において、犯罪が引き起こされた理由（個別的事由にとどまらず、社会的背景や歴史的な文脈における意義）、事件の再発を防ぐために必要な措置や対応、被害者救済のための社会的動き——などを報じて、事件を社会的文脈のなかで明らかにしていきます。これは、刑事手続きによる犯人の確定・処罰と同様、重要な社会的意義があるものと考えます。また、えん罪事件など刑事手続きに誤りがある場合には、報道がそれをただすきっかけとなります。

事件の発生から取材・報道が始まり、容疑者の逮捕・起訴、そして初公判から判決、判決の確定まで継続して取材と報道が行われるものです。「たたき台」にあるような規定が法律に盛り込まれると、捜査機関が不当に事件に関する情報公開を抑制したり、民事訴訟における法的規範として作用するなどして、取材・報道活動が大きく妨げられ、国民にとって必要な情報の提供が困難になります。

## 5. おわりに

「私たちは裁判官として、公開法廷の原則、さらに司法の運営が公開され、その手続きと結果が共に監視を受けなければならない理由を十分認識している。これらを社会全般に正確に伝える任務は、メディアの関係者によって遂行される。彼らの努力がなければ、理論上はともかく、裁判手続きは事实上閉ざされたものになるだろう」という英国の控訴院裁判官の言葉は、裁判と報道の関係を的確に表現しているものと考えます。裁判員制度の設計にあたっては、法律による取材・報道の規制・制限は最小限なものとすべきです。

いずれにしても、現在、裁判員制度の導入が広く国民全体の関心事になっているといえる状態ではありません。「国民の知る権利」と「公正な裁判」にかかる、国民一人ひとりにとって極めて重要な問題であるからこそ、国民全体に議論が広がるまで充分に時間をかけて検討すべきであると考えます。

以上

## 資料ix 日本雑誌協会

日本雑誌協会編集倫理委員会委員長「報道の自由を脅かす『裁判員制度』の問題点」2003年5月16日

現在提案されている裁判員制度と「報道の自由」の関係を検討するにあたって、以下の3つの時期に分けて考察してみる。

### 1 裁判手続の開始前

これは事件が発生してから刑事裁判が始まるまでの時期である。

ここでは、「裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめる行為その他の裁判の公正を妨げるおそれのある行為を行ってはならない」(8(3)ア)、「報道機関は、アの義務を踏まえ、事件に関する報道を行うに当たっては、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめないように配慮しなければならないものとする」(8(3)イ)とされている。

裁判の公正が確保されなければならないことには異論はないが、問題はその確保の方法である。まず、前提として上記イが禁止している偏見を生じさせてはならない対象は、「裁判員候補者」であるが、「裁判員候補者」は「選挙人名簿をもとに裁判員候補者名簿を作成する」(2(7))と規定されているとおり、当該地域に住む住民一般であるから、実際には、「偏見を生じさせる」と判定される報道は、すべて許されないこととなる。

ところが、ここでいう「偏見」が何を指すかははつきりしない。現実の事件報道で、その内容が有罪無罪の判定に影響を与える可能性が絶無というものは極めて少ないのであろうから、これだけでは絞りにならない。「偏見」とは事実に、基づかないものの見方を指すが、問題は、「事実」が何であるかについて見解が大きく分かれうるということである。この時期(裁判開始前)は、事件が発生してから間もないこともあり、事実が確定していないことが多い。

事件発生直後は、断片的な情報しか得られず、しかも、それらが互いに矛盾しているという場合も珍しくない。そのような情報の紹介が「偏見」を生じさせることになると解釈されるようでは、報道は出来ないということになりかねない。特に、重大事件で事実関係に争いがある場合には、検察と弁護側は激しく対立するから、一方に有利な報道は、他方から見れば「事実に基づかず、偏見を生じさせる報道」と解されることになる。しかも、事実の基礎があるかどうかを「偏見」の根拠と考えるとしても、その有無を判定する立場の者が存在しないから、検察又は弁護側の一方が「偏見」を主張すれば、それが罷り通るということにもなりかねない。たとえば報道機関が被疑者の有罪無罪を決定づけるような情報を入手したとしても、高い報道価値を有するが故に、その情報は検察又は弁護側から「偏見を生じさせる」ものと非難され、報道できなくなるという事態も生じ得ることとなる。

しかし、このような状態は受け入れ難い。様々な報道機関が、取材において入手し、真実と信じた情報を報じることを認めることによって、事件に関して十分な報道がなされることになるのであり、これによって事件について多様な見方が確保されることになる。「事実に基づかない報道」を禁止することは、限られた情報の流通しか認めない結果となり、国民の知る権利を損なうと共に、報道がなされないことにより噂が醸成される結果、かえって「偏見」を生み出すことになりかねない。

さらに、基本に立ち戻れば、本来、裁判開始前の段階で、仮に「報道による偏見」がありえたとしても、これによる悪影響は「質問手続」(2(9))によって排除されると考えるのが、制度の趣旨である。報道全般を規制するのではなく、「質問手続」を十分に活用することによって、適切な裁判員の選任確保を目指すべきである。

米国においても、適正な陪審員選定手続が行われれば、被告人に不利益な報道が多数なされたということだけで公正な陪審裁判を受ける権利が侵害されたことにはならないと判断されているところである。

さらに、現代の通信技術の発展を考えれば、報道機関に対してのみ、このような配慮義務を認めることができ、公正な裁判員の確保にどれだけ効果があるかも問われなければならない(インターネットで情報を発信する者は、8(3)イは適用されない。この者に対しては8(3)アが適用されるが、そうであれば報道機関に対してのみ特別の制限規定を設けることは是非が問われるべきである)。

したがって、事件報道全般を規制する結果をもたらす可能性がある8(3)イを規定することは妥当でないと考える。「公正な裁判」と「報道の自由」をどのように調整するかは極めて困難な問題である。全く新

しい制度である裁判員制度を開始するにあたって、このような配慮義務を法律で定めることは、たとえ罰則を設けないとしても、報道の自由を脅かすものである。当面は、雑誌協会や新聞協会のような関係団体による自主的な検討と試行を優先させるべきである。

## 2 裁判手続の係属中

これは、被疑者が起訴され、裁判員が選定されてから、審理が開始され、判決が下されるまでの時期である。

この段階における報道に対する制限は、「何人も、裁判員又は補充裁判員に対して、その担当事件に関し、接触してはならない」(8(2)アの前半)との規定である。この規定は、裁判の公正を確保しようとするものであり、その必要性はそれなりに認められる。また、裁判員が参加する手続は、原則として連日開廷され(4(4))、この結果、公判の期間はかなり短いことが予測されるから、上記の制限規定が適用される期間も短いと思われる。

これらの点を考慮すると、上記の規定については特に問題とされる点はなさそうに見えるが、この段階では、「何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者の指名、住所その他のこれらの者を特定するに足る事実を公にしてはならない」(8(1)イ)の規定も適用される結果、これらの事項に関する報道も規制されることとなる。

たとえば、広域暴力団やカルト宗教集団の代表者を被告とする殺人事件の裁判にあたって、選定された裁判員自身が当該集団の構成員である疑いが濃厚である事実が浮かび上がった場合、裁判が公正に行われるべき公益性からすれば、メディアは当該裁判員に「接触」「特定」「公表」すべきであると考えられるが、この道が閉ざされている。

「接触の禁止」については、あらかじめ厳しく禁ずるのではなく、報道機関の良識と自主判断に任せるのが妥当である。

## 3 裁判手続の終了後

これは、判決が下された後の時期である。

ここでは、「何人も、知り得た事件の内容を公にする目的で、裁判員又は補充裁判員であった者に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする」(8(2)アの後半)の規定が適用される。

この規定は、裁判員が秘密漏洩罪(7(2))に対応して設けられたものと思われるが、この秘密漏洩罪の対象となるのは、「職務上知り得た秘密」を漏らすことだけでなく、「担当事件の事実の認定、刑の量定等に関する意見」を述べることも含まれていて、広範なものになっている。まずもって、このような包括的な禁止規定を設けることなく、裁判員の秘密保持義務の範囲を縮小すべきものと考えるが、上記8(2)アの後半は、これに止まらず、公表目的で接触することを全て禁止するものであり、秘密漏洩罪で禁止されていない事項について尋ねることをも”永久に”禁止するものである。

しかし、たとえば個々の裁判員の名前を伏せるなどして評議の秘密を守りながら、評議のあり方について報道し、裁判員制度あるいは刑事裁判の現況を考える資料を提供することは有意義であり、また大いになされるべきことであって、これを規制すべきいわれはない。どのような制度であれ、その改善を図るためにには国民が当該制度の現状を広く知ることが必要である。このことは、ノンフィクション「逆転」によって軍政下での沖縄の陪審制度を認識することができることを想起すれば容易に理解できるところである。

したがって、8(2)アの後半の規定は、報道の自由に対する過剰な規制であり、不当なものと考える。基本的には、8(2)アの規定は全面的に削除すべきであると考えるが、少なくとも、禁止される接触を、裁判員に課せられた秘密保持義務の違反になるようなものに限定することによって、両者の調和を図ることが必要である。

また、報道目的や学術研究の目的による場合等、米国における陪審制のごとく、すぐなくとも判決言渡後は裁判員による論評を自由とし、報道機関がなす接触の禁止をも解除すべきものと考える。

以上の考察によっても、国民の知る権利と報道の自由を確保する上で、きわめて問題の多い制度案と言わざるを得ず、慎重な検討が求められよう。

以上

## 資料x 土屋委員意見書（裁判員制度・検討部会第6回「配布資料」）

「裁判員制度とメディアに関する意見」（要旨） 2002年9月3日

司法制度改革推進本部殿

「裁判員制度」の設計に際し、不当なメディア規制の効果を持つ制度としないよう、メディアとの関係について十分な配慮を強く要望します。国民参加を実現する「裁判員制度」の法案が「4番目のメディア規制法案」と呼ばれるようではありません。この制度が多くの人たちから支持を集めるには、裁判員の貴重な体験が家庭や学校、地域などに伝えられ、生かされていくことこそ大切です。そのためにはメディアが、事件関係者らに配慮をしながら、国民の判断形成に役立つ情報を随時提供していく状況になければなりません。メディアを特別に規制はしないことを原則とし、できる限り一般国民と同じ扱いにするべきだというのが私の基本的な

考え方です。以下は個人的な意見にとどまりますが、議論のたたき台としてご検討ください。

＜要望＞

- (1) 取材や報道を規制することは原則的に避ける制度設計にしていただきたい。
- (2) メディアの制限規定を置く場合は、日本新聞協会など関係団体のヒアリングか意見照会をしていただきたい。

＜具体的提案＞

(1) 裁判員の予断を排除し、裁判の公正を維持することは重要です。しかし、刑事事件の報道を一般的に禁止することには賛成できません。実際に起きたことの報道をしなくては、メディアの存在理由はありません。訓示的な規定として「報道機関は特定の刑事事件に関して裁判員あるいはその候補者に予断を与える報道や偏見を抱かせるような報道をしないよう努めなければならない」という趣旨の「努力義務」を定めるのが妥当と考えます。

(2) 裁判員、予備裁判員とその候補者、証人らへの「接触」は、すべて禁じるのではなく、期間を限定して、「報道機関は、裁判員候補者に決定した国民に対して判決言い渡しまでの間、報道を目的に接触してはならない」という規定を置くのが適当です。違反には厳罰が相当で、メディアにペナルティーが科されてもやむを得ません。米国のような、裁判長による接触禁止の「口止め命令」を導入するならば、メディア側との協議による解除などの解除条件も同時に定めるべきですが、そのような協議機関の設立は現状では困難です。

(3) 弁護人や付添人への取材・接触は認めるべきです。警察・検察への取材を制限できない以上、当事者主義の徹底を図るとともに誤報を避けるためには、むしろ必要です。

(4) 裁判員、予備裁判員に買収・供述などの利益提供行為を行った者には重い刑罰が科されて当然です。ただし、これは事件関係者らも行う可能性のあることですから、特別にメディアを対象とした処罰規定や加重処罰規定は置かないようにするべきです。

(5) 裁判員、予備裁判員、証人とその家族の安全はしっかりと確保されなければなりません。これらの人々に対する脅迫などの威迫行為は厳しく処罰するべきですが、(4)と同様、特別なメディア処罰規定は置くべきではありません

(6) 裁判員に秘密を守る法的義務があり、その違反を罰するのは当然です。守秘義務の対象は①裁判官と裁判員の個別意見の内容②評議の採決結果③特に「評議の秘密」として合意された事項—の3つに限り、これらを報道するなどしたメディア関係者は処罰もやむを得ません。ただし、量刑は罰金にとどめ、守秘義務の期間も10年程度とするべきです。

(7) 法案には「表現の自由を不适当に侵害してはならない」という尊重規定を置くべきです。(8)罰則は、裁判員に対する制限期間内の接触や買収といった悪質・重大なものには厳しくするべきですが、その他の違反行為には懲役・禁錮などの自由刑の適用を避けるべきです。

以上

## 資料xi 自由民主党

自由民主党政務調査会司法制度調査会・裁判員制度と国民の司法参加のあり方に関する小委員会「中間取りまとめ」(抜粋) 2003年9月26日

### 5 公正な裁判の保障、裁判員の保護のための措置について

#### (1) 裁判員の個人情報の保護

裁判員及び裁判員候補者の個人情報を保護するため、裁判系属中及び裁判終了後を通じて、裁判員を特定することができるような情報は非公開とすべきである。

#### (2) 裁判員に対する不正な働きかけの規制

裁判員に対する請託・威迫行為のような不正な働きかけを处罚すべきである。

#### (3) 守秘義務等

裁判員は、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密についての守秘義務を負うこととすべきである。裁判員の職務を退いた後も、評議の秘密を含め、守秘義務を負うこととすべきである。また、裁判の信頼性を確保するため、裁判員や裁判員であった者に対しては、守秘義務以外にも一定の行為規制を行うべきである。

#### (4) 報道による偏見の排除

報道により裁判員に偏見が生ずることを排除するため、系属中における当該事件に関する報道については、一定の規制をするべきである。この場合、表現の自由にも配慮し、報道機関において公正な裁判の確保の趣旨に照らした自主的な規制を行うことを前提としつつ、裁判の公正を阻害するような著しく不適切な事例を防止するための措置についても報道機関等の意見を聴く機会を設けるなどして、更に検討することとする。

#### (5) 裁判員に対する取材の規制

裁判の公正を確保する観点から、審理中における事件に関する裁判員への取材は禁止すべきである。また、審理終了後においても、評議内容の秘密を保持するとともに、事件関係者のプライバシーを保護するという観点から、表現の自由にも配慮しつつ、裁判員であった者に対する一定の取材規制をすべきであるが、その範囲等については、報道機関等の意見を聴く機会を設けるなどとして、更に検討することとする。

以上

## 裁判員制度と取材・報道の自由

---

2003年10月10日 発行

発行元 社団法人自由人権協会（JCLU）  
〒105-0002  
東京都港区愛宕1丁目6番7号 愛宕山弁護士ビル306号  
TEL：03-3437-5466 FAX：03-3578-6687  
e-mail : jclu@jclu.org <http://www.jclu.org/>

価額 1,000円

---

ISBN4-915723-24-0

(社) 自由人権協会（JCLU）



